

1 議 事 日 程 (第3号)

(令和7年第3回久山町議会6月定例会)

令和7年6月5日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2 出席議員は次のとおりである(9名)

2番 久 芳 正 司

3番 阿 部 哲

4番 本 田 光

5番 末 松 裕

6番 阿 部 恒 久

7番 山 野 久 生

8番 荒 卷 時 雄

9番 佐 伯 勝 宣

10番 只 松 秀 喜

3 欠席議員は次のとおりである(1名)

1番 阿 部 文 俊

4 会議録署名議員

8番 荒 卷 時 雄

9番 佐 伯 勝 宣

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(13名)

町 長 西 村 勝

副 町 長 中 原 三千代

教 育 長 重 松 宏 明

総 務 課 長 久 芳 浩 二

税 務 課 長 阿 部 哲 也

町民生活課長 井 上 英 貴

福 祉 課 長 今 村 春 美

健 康 課 長 持 松 可奈子

都市整備課長 亀 井 玲 子

産業振興課長 阿 部 桂 介

会 計 管 理 者 横 山 正 利

教 育 課 長 江 上 智 恵

上下水道課長 平 尾 勇

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名(2名)

議会事務局長 篠 原 正 継

議会事務局書記 淀 川 裕 和

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（只松秀喜君） おはようございます。

ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（只松秀喜君） 日程第1、一般質問を行います。

久山町議会では、一般質問は一問一答方式を採用しています。

では、順番に発言を許可します。

2番久芳正司議員、発言を許可します。

久芳正司議員。

○2番（久芳正司君） 久芳でございます。よろしくお願いいたします。

私は、小・中学校のトイレの設置、それから歩道拡幅について、農地保全についての3点を質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、小・中学校のトイレ設置について質問いたします。

令和5年3月定例会一般質問において、久山町立小・中学校3校の便座の全てを温かい便座にするべきとの提案を行い、その結果、山田小学校においては令和5年2学期から使用できるようになり、大変好評である旨の報告を受けました。令和6年度は久原小学校、令和7年度には久山中学校を完了する予定とのことであったが、現況を説明をお願いいたします。

○議長（只松秀喜君） 教育課江上課長は入ってないですね。

西村町長。

○町長（西村 勝君） 教育課長の方から回答させます。

○議長（只松秀喜君） 教育課江上課長。

○教育課長（江上智恵君） お答えいたします。

小・中学校のトイレの温便座化につきましては、計画に従って実施をしています。山田小学校、久原小学校は既に終了し、今年度の夏休みに中学校を温便座に替える工事を行い、今年度中に小・中学校の温便座化につきましては終了いたします。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 久芳正司議員。

○2番（久芳正司君） それでは、中学校の施工をぜひともよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

歩道拡幅について、県道福岡直方線に係る歩道拡幅についての進捗状況をお尋ねいたします。

この案件は、令和5年3月の一般質問から幾度かお尋ねしてまいりました。現在どのような状況でしょうか、お尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 都市整備課、亀井課長。

○都市整備課長（亀井玲子君） お答えいたします。

令和6年度の県事業に対する要望書の中で、県道福岡直方線の歩道拡幅についても要望しておりました。福岡県からは令和7年3月12日付で、幅員狭小な区間はあるものの歩行空間は確保されている状況であり、久山町内における事業実施箇所の進捗状況を踏まえながら検討してまいりますと回答をいただいているところです。現在同じ県道福岡直方線の首羅橋架け替え工事に着手されているためそちらが優先されるところではございますが、町といたしましては、引き続き早期に事業化されるよう県土整備事務所へ要望していきたいと考えております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 久芳正司議員。

○2番（久芳正司君） 今の課長さんの説明は、今までの課長さんも大体同じような説明を受けております。私としては、久山町としてその歩道の拡幅はあまり重要性はないと考えてあるのではないのでしょうかと、そのような考えを持っております。近隣の利用者としては、この部分だけが狭いため危険、特に車が通るときの風圧を感じ、通ること自体をためらっていらっしゃるというのが実情でございます。今であれば建物もなく用地買収も行いやすいのではないのでしょうか。新しい課長さんとして、再度ぜひとも県土事務所に働きかけをしていただきたいと願っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） ありがとうございます。

課長の方から大体の概要というのは説明をさせていただきました。

今久芳議員のご質問にある内容についてですが、できれば歩道を整備していった方がいいというのは、当然私たちもそう考えております。ただ、あそこの現状の長さ、そしてその道路から下の高さを考えると、工事費も膨大にかかります。それで、その件につきましては、私たちだけの町でやっていくっていうのもなかなか実際には難しい面もあるというのも検証はしております。ですから、県の方にしっかりと要望をしていくっていうことがまず必要かなと。限られた中で町の方もやっていかなければいけないというのもあります。

ので、その辺につきましてはそういう考えを今のところ持っています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 久芳正司議員。

○2番（久芳正司君） 今町長さんがおっしゃるように、確かに高さというのがあります。しかしながら、あそこにもし民間で建物が建った場合、構造物ができた場合は、買収等になって、かえってそちらの方が費用がかかるんじゃないかという考えもございますので、ぜひとも早めの対策をお願いいたします。

では、次の質問に移らせていただきます。

農地保全についてでございますが、農地保全の主たるものは米作であり、久山町が向かう方向としては山と緑、農地を守ることである、今がその岐路にあることや町としての支援が必要であることを、令和6年6月定例会において町長が答弁されました。今もその答弁の中身に対しては変わらないのか、お尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 他の議員さんの昨日の質問等にもありましたが、それについては当然変わることなく進めています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 久芳正司議員。

○2番（久芳正司君） 令和6年の9月議会において、ブランド米作りのために大学関係、企業関係と議論を進めている、町の農業委員会とも意見交換会を行ったとの報告がありました。今現在、大学や企業とのブランド米作りについての進捗状況というか、そういうものはどのようなことになってるか、お尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず、ブランド米ということになりますが、当然議会でもお話をします。今のままの米を久山町で売っていったとして、ブランド米になるかっていうのは厳しいと思ってます。ですから、その面を含めた上で、環境というものが今久山町の中で少しブランド米、要するに差別化が図れるんじゃないかということで、大学等と連携して、今年度議会の方で予算をいただいたバイオ炭の実証を今やってるっていうのが今の現状になります。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 久芳正司議員。

○2番（久芳正司君） その件につきましては、昨日別の議員さんの方から問いがあり、その中での説明を受けましたので、それは理解ができました。分かりました。

では、今バイオ炭試験を行ってあるというのは山田校区の方であるということを伺っておりますが、その面積というのはどの程度やってあるでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 13aですね。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 久芳正司議員。

○2番（久芳正司君） 今13aの土地に試験的にやってあるということでございますが、試験結果が表れるというのは、恐らくできた作物と近隣農地で収穫された作物との比較をされると思うんですが、実際成果が出るというのは何年ぐらいの目的を考えてあるかをお尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まずは、当然それによってどういう成長をしていくかっていうことと、まずはバイオ炭を入れることによって土壌がどのように変化していったのか、それが米に対する、稲に対する栽培にどのくらい効果があるのかっていうのを、まずは今年度データで計るということになります。これを1年間だけでそれが全て結果が出たっていうことにはなりませんので、しばらくは、2、3年間は検証はしなきゃいけないというふうに判断してます。

ただ一方で、それに対する今回の出た数字っていうことによっていろいろなものが分かってくると思いますので、それに対応しながら実証は変えていくっていうことをやっていきたいと思います。これはほかの自治体ではまだやられてませんので、その辺を含めた上でやっていくことが新たな久山町の米作りの中のヒントになるんじゃないかなというふう考えてます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 久芳正司議員。

○2番（久芳正司君） ということは、今試験されておることは、年に1回しか米は採れませんので、これが何年かかかって人間の味覚でおいしいという米、これがブランドということを目的に作ってあると思いますので、それはそれでいいかと思いますので、まず長い目で見なければいけないということは理解できました。

では、次に移りますが、令和7年3月定例会において、久山町の方針は農地面積101haを保全したい、保冷庫、精米機は将来的に保有する考えがある、企業と連携し事業化したとの答弁がありましたが、これらの今後の見通しについてお尋ねいたします。

まず、全体の101haについて、農業振興、農地面積181haのうち青地が101haを原則とす

るが、他の農地は農地転用することによって環境が崩れないように配慮する方針であると、産業振興課長より答弁をいただきました。この方針は、誰の代に替わろうとも久山町の環境を守るためにしっかりと引き継いでいていただきたいと願うのですが、いかがでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 基本的に私の方もお話をしていますが、当然農地を守っていくっていうことは久山町にとって今までの歴代の先代たちがやってきたことであり、久山町の強みでもあるということは、十分理解をしております。

一方で、農業が成り立たずにそれが放置されていく、それによって資材置場やそういう物流関係のトラックを置いていくとか、そういうことになっていくっていう状況も今生まれてるっていう現実もあります。ですから、そこにつきましては、そういう転用ができる範囲の部分について、個人の権利っていうのもありますから、当然それに対しては全部を抑制していくっていうのは難しい面もあります。ただ、言うように、農業としていかにそれが収入として入っていくかっていうことがなければ守れないっていうこともありますので、それをしっかりやっていくっていうことは今後必要だと思いますので、そのための今農業政策の岐路に久山町は立ってるというふうにご理解いただきたいと思います。

一方で、今まで農家だけ、そして行政だけがそれを守っていくっていうことで今の形態になってきたっていうことは、私は紛れもない一つの問題点であったんじゃないかなと思います。これでは、これから先久山町の農地を守れないっていうのは予測がつくことだと思います。そのためにも、久山町の中でいかに米を食べたり、農産物を食べたりしていくかっていうことに対しての町民の皆さんのそういう支援、そういう関わり方、それに対して行政は新しい形でその支援をやっていくっていうことがなければ、この農地を次の世代に守っていくっていうことは難しいっていうのが今の私の判断ですので、そのソフトというものにも今後力を入れていくことが大事じゃないかと思ってます。

ただ、その間に農地が、要するにやっていくっていうことが難しくならないように、物価高騰対策とか、れんげ米、そしてスマート農業の支援であったりと、そういうことに対して維持する分については、町としても今積極的にやってるというのが現状だというふう to 思ってます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 久芳正司議員。

○2番（久芳正司君） 今町長さんから説明を受けましたが、私は全くそのとおりだと思うんです。今の久山町の農業というものは、相当な岐路に立っておるという感じを受けており

ます。

そこで、農業者への支援として米の保冷库、精米機、育苗ハウスなどの補助あるいは整備を求めた私の質問に対し、町長より、保冷库や精米機は将来的に保有する必要性がある、それが来るときがあると思うと、そのような希望のある答弁をいただきました。しかし、将来ではなく、今ではないでしょうか。

農業の現状から見ると、農機具のない農家は、誰かに耕作を委託し、代償として収穫した米を提供してあります。地主としての収入はゼロに等しい状況であります。また一方、受託者は高齢化が進み、米の卸値は安い、高価な農機具が必要とされる、修理費などの負の件が重なって、利益に程遠い状況なんです。また、自作農業の経営者の方々は、平均年齢が皆さん75歳以上の方が大半を占めております。後継ぎはありません。これなど、どれを拾っても農業の先細りは目に見えています。

私が先ほど将来ではなく今でしようとして申し上げるのは、整備を前提とした町内全ての農地権者と将来の農業関係や経営について研究、試算を始めることが必要ではないでしょうかということを意味しておるんでございます。結論は、少なくとも1年や2年は要するものと思われま。官民一体の組織の立ち上げができないでしょうか、この件をお尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 本当に久芳議員がおっしゃるように、今農業の分岐点に立ってるといふことで、やっていかなきゃいけないっていうふうに私も理解してますし、それに伴って動いてるといふ状況になります。

それで、いろいろ農業のことを常に調べて、いろんなことを今企業等とも連携しながら話をしていますが、なかなかこの問題というのは、1個の問題を解決しようとするとはほかの問題が出る、今回の米の話も同じだと思います。じゃあ、備蓄米を出したから本当に消費者が今後同じように値段が下がった米を手に入れることができるのか、じゃあ果たして農家に対してその値段がずっと続くこと、仮に安くなったからといって米農家がずっとその値段でやっていけるのかどうかっていう問題、まだこの二つの問題っていうのは解決してないと思います。こういうことも考えるとなかなか難しいんですが、私はやれることを一つずつ潰していくことが大事だろうと思ってます。

それで、実際今久芳議員がおっしゃった話のように、仮に町自体がその米を精米して販売できるような形にしていくためには、当然久山町としてそういうライスセンターを造らなければいけないっていうことが一つの手法としてあるっていうことはお話ししました。それに伴い、建築、保冷以外のものについての設備がどのくらいかかるかっていうこと

は、既に今現在調査を始めてます。これがどのくらいかかるかっていうことになりますが、かなりの金額がかかることは予想されますが、恐らく初めてそういう精査を今やるっていうのが現状です。

次に、企業との連携ということですが、仮に久山町がその米を自分の町で売っていくってなった場合、売っていく場合になったときに米でもうかっていくっていうのは、相当ハードルが高いっていうのがあります。そのために行政が支援をしていく面も必要だというのは当然認識してますが、それをいかに補っていくかってなったときに、企業との連携っていうのが今後必要だと思ってます。

その中で、考え方としてはコンソーシアムっていう考え方が必要であって、そのコンソーシアムっていうのは何かっていうと、町も含めていろんな企業が共同企業体としてそれを運営していく。それは農業だけでは農業のところしかない、しかも農業というのがなかなかもうからないっていうことになりますから、福祉であったり住宅政策であったりいろんなものをみんなで役割分担しながら共有していくっていうことを考えていくっていうのがコンソーシアムっていう考え方になります。こういうことを視野に入れながら企業さんとも協議をしてる、いろんなところで情報交換をしてるっていうのが、今の現状であります。

ですから、久芳議員がおっしゃってるような話は、私としては当然同じ意思であって、既にそういう形でいろんなことを模索してるっていうふうにご理解いただけたらいいかなと思ってます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 久芳正司議員。

○2番（久芳正司君） 町長さんと考えは似通った点はあると思いますが、先ほど申し上げたように、久山町では100町歩や150町歩の小さな水田しかもうないんですね。そこに大きな企業が入って、企業でやる事業でもないと思うんです。従って、地権者と生産者と販売、この三つがきれいに回っていけば、100町歩ぐらいの米は消化ができると思う。また、値段的に左右されることもあまりないと思うんです。ですから、そういうことを視野に入れて、まず試算というものを立ててすべきじゃないかと思うんです。

そこで、地権者は、今のままでただで貸して固定資産税だけは自分が払うと、自分は幾らも手持ちがないというようなことになると、どうしても土地は息子の代になると売った方がいいと、お金が要るというようなことに傾いていくんです。ですから、それを止めるために今立ち上がるべきじゃないかという考えでございます。いかがでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） おっしゃるとおりだと思います。

ただ、以前と違うのが、個人の農家の方々が新規就農であったり、その持つてある方が後継ぎとしてやっていくっていう形態というのは、この少子・高齢化の時代を迎えたときに継続してやれる農業っていうのは、問題があると思ってます。それに対してはある程度のところが、さっきも言いましたように共同企業体なりが集約してそれを管理していく、そしてそこに新しい人たちを雇用していくっていう形を取っていかなければ、なかなか維持ができないと思います。

そういう話をなぜするかというと、それぞれ個人の農家の場所、農地の場所によって、それを転用するしないっていう判断というのは、個人によって変わってくると思います。それをそれぞればらばらの同じような政策をしていくっていうのは難しいので、ある程度のところがしっかりと農家の取りまとめをやりながら運営をしていくっていうことをしていくことが今後大事だと思いますので、そういう形を取っていくのがまず一つの案じゃないかなと思ってます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 久芳正司議員。

○2番（久芳正司君） 私の考えと町長の考えは、大体似通ったようなものだと思うんです。私も個人で農業をやるということは、もう今から先はできないと思うんです。ですから、前の議会で申し上げましたが、町で苗を作る圃場^{ほじょう}、それから保冷の関係、販売の関係、これを農家の方と一体となって研究すれば、100haぐらいの土地から出た米というものは70%は町内の1万前後の人口で処理ができると、この前説明したと思うんです。従って、企業を入れると、その企業が大きな企業になれば、利益がないと当然やってこないと思う。その利益をそこに出すと、農家の利益がまた減ってくると思う。ですから、小ぢんまりとした久山町の農家と、そして久山町が設備の加勢をする。これはこの前も申し上げたように、補助金を出して、全てお金を下さいというんじゃないくて、償還できると思うんです。農機具の償還、保冷库なんかは20年、30年間の償還でいい、お金は返していけると思うんです。そういう緻密な計算を農家とともにやっていきたいと、やっていけないでしょうかというのが私の願いでございます。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 結局、農家で当然そうしていくっていうのも一つあります。ただ、現状その先が見えない状況で、農家の方たちが自分の米を作っていく、そして自分たちが食べる分で作っていったりする分っていうのは、それは恐らく可能でしょう。ただ、今後ずっと長い間久山町の中でこの田園を守るためには、その米が次のときにいかに価値を生む

か、そのビジョンっていうのをしっかり作っていかなければ、結局はお金が出ていくだけで、農業の生産者っていうのが次につながっていかないと思います。ですから、私はある程度そこを担保しないと、税金を投入していくっていうのは一部では難しいところもあると思いますので、そこを考えていく。ただ、農家はそこの取りまとめのところの中で、その企業として責任を持って、町も当然そこに参入しながらその中で働いてもらったり、その中で新規就農をしたり土地を所有していくっていう形が、私は今久山町にとっては一番この緑を守っていくためには合っているんじゃないかなとは思ってます。

ただ、久芳議員がおっしゃってるように、いかにこの町の中でこの米を守っていくにしろ、設備投資は膨大になります。今の久山町の農家の規模で小さい農家でやっていこうと思っても、膨大な量になります。もう一方で、解決しなければいけない今後の問題は、皆さんが作ったお米全部を例えば農協のカントリーに出されてるわけではないということですね。恐らく皆さんの中では一部、ほんの一部、カントリーに預けてる分も減っていると、農協との話でもかなりそうなってきました。そのような中で、いかに久山の中で米を集めて流通していくってなったときに、少ない量で、さらに限られた米になってしまいます。皆さんが自分のために自分の食べる分をしていくっていうことであれば、それは施設整備としては可能かもしれませんが、実際にそのためにライスセンターを造っていくということにはならないと思いますので、その辺の問題もちゃんと整理をした上で、久山町としてどう米を今後展開していくかっていうのもセットで考えていくことが必要だと思いますので。

ただ、久芳議員が言うように、小さな規模でやれることっていうのも大事だと思いますので、両面では精査をしたいなとは思ってます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 久方正司議員。

○2番（久方正司君） ちょっと考えが違うと思うんですがね。小さくやっていくという意味じゃなくて、私は100町歩、100何町歩、その農地全ては、地権者の方が何人かで集まっても、何人かでできると思うんです、100町歩ぐらいなら。そうすると、全ての米を一度プールして、その中で精算をして、生産者にお金を払う、地権者にお金を払うということができないかということなんです。

私が申し上げるのは、土地を提供する、簡単に言えば全て提供してもらって、そして提供したものは、100町歩ぐらいの土地の耕作だったら、少なくとも10人かその程度でできるんだと思うんです。機械もこの前の試算で出しておりますけども、5町歩ぐらいのもので大体1,000万円ぐらいの投資はかかるでしょう。そうすると、100町歩でいけば、町の出資

をしても、そこ10年、20年での償還はできると思う。農業の地主さんもお金が入る、そうすると耕作者にも年間の固定した給料が払えると、そういうものができるかという考えでございます。いかがでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 一つの手段であるとは思いますが。

じゃあ、なぜ今までそれができないのかっていうことですね。それが今までなぜできなかったのかっていうことがあると思います。それは久芳議員がどう考えてあるかをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（只松秀喜君） 久芳正司議員。

○2番（久芳正司君） それは、今まで農家の方がそれぞれに自分でやってあったから、まずその続きです、それができなくなった、農機具をもう買い換えできなくなった。だから、小さな2、3反を持った人は誰かに託そうと。託された人は、機械が高い、労賃がかかる、肥料がかかるということで、もうできた米はその代金としてもらおうというような仕組みに今なりつつあると思う。それがだんだん大きくなって、もう農家というものが衰退していつておるとというのが現状じゃないかと。ですから、今助けてやるのが時期じゃないかという考えでございます。いかがでしょう。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 恐らく長い目で見た久山町の設備投資の話と久芳議員が今おっしゃってる話っていうのは時間的に軸が多分違うのかなと、今お話を伺って思いました。恐らく今現在の農家の方が困っている機械の問題とかそういうものについては、今言われるような対応というのは検証しなきゃいけないと思います。実際に機械が高額になって、それを買い換えるっていうことが大変難しい農家の方がおられるということもあります。当然これに対して、誰が機械を受け持っていくかっていうことになって、機械利用組合に対する支援とかということも実際山田の方であってるわけですから、そういう形でもう少し力を入れていくっていうのが今やれることかなと私は思います。

それで、先ほどからお話ししてるのは、多分恐らく変わらないと思います。農家の方が賃料も入って米の生産物を買収してもらってということをしていくっていうのはあるので、誰がそれをやるかっていうことが今後の大きな課題であると思ってます。だから、私はそれを米だけでずっと久山町が維持していくっていうことが、農家から買収して賃料も払っていくっていうことをやるっていうのがなかなか難しいっていうこともありますから、ある程度企業を入れて一緒にやっていながら、企業にとっても久山町にとってほかのところのそういう事業とかそういうことが展開できるっていうことがなければ、そこに

参入するっていうのは難しいと思います。

もう一つは、やはりその環境ですね。その環境っていうことに関わるということが企業にとってのれんを上げることになりますから、企業価値を、そういうことを踏まえた上で今話を進めてるっていうことになりますので、今久芳議員がおっしゃった今ある問題っていうのは、何らかの形で対応をしていかなければいけない課題だとは思いますが。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 久芳正司議員。

○2番（久芳正司君） 今問題として私が考えているのは、まず販売価格、今農家が販売してある価格、これを上げることによって、農業の地権者または生産者が潤うんじゃないかと思えます。その販売価格を上げるということは、もう卸では駄目だということなんです。その卸をしないためには、ここで保冷库と精米機、単純なものがそういうこと。そういうものを用意してあげると、100町歩や150町歩の土地を賄っていけば、十分生産者も固定した給料が入る、地権者も幾らかお金が入ってくるというふうな循環にはなるであろうということをお願いしておるところでございます。いかがでしょう。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 実際おっしゃってる話というのは一緒であると思いますが、もし今久山町で保冷库も造って精米もして、じゃあ販売は誰がやるのかっていうことです。その販売をしていく、展開していく、それをパッケージしていく、それを誰が展開していくかということがないと、町は買い取ったはいいいけど、その米をどうするのかっていうことがないので、生産者にお金を返すのは税金のみになります、税金から全部出すことになります。そういうわけにはいかないんじゃないかっていうことで、今いろんなところで企業と話をしてるっていうのがあります。ですから、そうすると企業としては農業だけじゃない、ほかのところでもメリットをいかに感じるかっていうことを町として出せるかっていうのが大事なところであると思えますので、そういうことをやってるというのが現状です。

それで、米の値段を上げるというのは、当然それがなければ、もともとの米自体が安ければ、農家に返すお金、収益も上がりません。ただ、今現在それを急激に経済上で上がっていくかっていうと、消費者が買う分は高くなると思います。実際に米の量と流通とかニーズに対して合わなければ、米は高くなるっていうことはあります。それを高いからしょうがないなっていうことじゃなくて、町としては当然今久芳議員が言われるように、それを買い取ることによってできることってなれば何かっていうと、市場との価格差を埋めることはできます。要するに、市場の値段と農家のある程度本来必要な値段を埋めるっていう

ことは可能です。ですが、これをずっと補助をしていくことっていうことが本来最終的に所得を上げていくことになるかという、ならないので、米が価値を上げていくためにはブランドにしていかなきゃいけないってなりますから、今までのように補助だけでは駄目なんですけど、ある一定程度までの支援っていうのは町がやっていくっていうことは考えなきゃいけないんじゃないかなというのを私は思ってます。

ただ、今久山町の中で町がそういうコントロールすることはできませんので、今一番やれるのは、町でできた生産物に対して実際に町内で町民の人が買う、もしくは町内の飲食店の方が使うってなったときに、高ければ皆さん買いませんので、その値段をいかに調整して支援できるかっていう制度を考えるっていうのが、以前から言ってる、今年度考えていきたいという話をしてるのが私の考えです。ですから、そういう全部がつながった話として今いろいろなことを進めてるっていうふうにご理解いただきたいなと思います。

ですから、久芳議員がおっしゃってる話も、私は正しい話だと思います。ですから、現場サイドとしていろんなことを調べながら今やれることをやりながら長期的なものもしっかり考えていくっていうことが大事だと思いますので、この議論というのは本当にいい議論だと思います、皆さんとやっていく上で。まず、そういうライスセンターに対してどのくらいかかるのかっていうことを今精査をしていますので、正直言うと、今の物価からいくとすごく高くなるんじゃないかっていうことは予想されています。ですから、そういうものを含めた上で、今後またこういう議論について報告ができるんじゃないかなと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 久芳正司議員。

○2番（久芳正司君） 私が町長とちょっと違うのは、私は町が米を全て買い取ってくださいというんじゃないんです。町が買い取るんじゃなくて、町が農家の方ができない施設を造ってくれないかと、造っていただいたものに対しては米で長くかかってお返ししましょうと、こういうことができないかと、このことを地権者と町としっかり話をしたいと、その話の場所というのを立ち上げないか、そういう組織ができないかということを願っておるところでございます。私は町が全部米を買ってこれを売るというんじゃなくて、生産者も地権者も生産はしなくても土地は貸す、じゃあ土地を提供する。そうすると、売る努力もしなければいけないと思うんです。そういうことは今から今後お互い協議をしていくべきだと、そういう協議をする組織というものが必要でないか、それをつくっていただきたいということを希望するんです。いかがでしょう。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 農家の皆さんと協議していくっていうのは、それは当然必要だと思いますので、農業委員会も含めてそういう協議をしていくっていうのは、私は当然必要だと思います。

ただ、今議論をずっとしてたのが、あくまで今後久山の米をどうしていくか、農地を守っていくためにどうしていくかっていう話をしていたので、農家の意見を踏まえた上でどういう展開をするかっていうことは当然必要だと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 久芳正司議員。

○2番（久芳正司君） 大体分かりました。私が申し上げるのも町長が考えられるのも似通ったものがあるけども、少し違うのは、農家、本当の・・・という弱さ、このことを踏まえて再度考えていただきたい。そして、ぜひともそういう組織をつくることに向かっていたきたいということを願って、私は質問を終わります。

○議長（只松秀喜君） ただ今の発言の中で・・・という言葉が出てきましたけれども、・・・は不適切用語になりますので、農業従事者という形に変えてよろしいでしょうか。

久芳議員。

○2番（久芳正司君） それは変えられて結構です。今・・・はそういう言葉。

○議長（只松秀喜君） 不適切用語になりますので。

○2番（久芳正司君） そうですか。分かりました。そしたら、結構です。

○議長（只松秀喜君） では、それで訂正させていただきます。

ここで休憩に入ります。再開は10時20分、20分に再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時11分

再開 午前10時20分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（只松秀喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番阿部哲議員、発言を許可します。

阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 3番阿部哲でございます。よろしくお願いいたします。

今回、3問の質問をいたします。発達障害の早期発見への5歳児健診について、次に町内の可燃物回収籠の改修、改善および回収籠集積位置の改善について、3番目に草場地区内の空き家対策による住環境整備について質問いたします。

1問目でございます。発達障害の早期発見への5歳児健診について質問いたします。

今年度から政府は、発育や健康状態を確認する乳幼児健診をめぐり、発達障害の早期発見に有効として5歳児健診の普及に向け2025年度から自治体に対する補助を引き上げるなど支援強化を進めていますが、久山町の考え、そしてまた対応はどのようにされていますか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 内容につきまして、健康課長の方からご回答をさせていただきます。

○議長（只松秀喜君） 健康課、持松課長。

○健康課長（持松可奈子君） お答えいたします。

本町では、乳幼児期から切れ目のない支援を行うため4カ月、7カ月、1歳、1歳半、3歳で集団健診を行い、今年度からは1カ月児の健診につきましても助成を開始しております。5歳児健診につきましては、令和8年度以降に実施できるよう、現在体制の確保および内容を検討しているところです。国が5歳児健診を推進する理由としましては、小学校就学前に行う就学時健診よりも早い時期にお子さんの特性を確認して、早期の支援につなげることが挙げられます。本町では、健診後のフォローとしまして子ども発達相談事業を行っております。その中で、3歳児健診から就学前までの時期におきまして、町立の幼稚園、保育所を定期的に訪問しております。園の先生に日頃の状況について確認を行い、福祉課、教育課と連携しまして、小学校就学に向けて必要な支援につなぐことができるようにフォローを行っております。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 今健康課長の方から説明がございまして、健診がそれぞれ久山町としてされておりますけども、次の質問の中にも入ってまいりますけども、小学校の入学前の半年頃に行われます就学時健診は自治体の義務に対して、入学のおおむね1年以上前に想定される5歳児健診を任意的に23年度から行った自治体は14%でございます。それで、この半年ぐらいの中で、学校の方では就学時健診があつて、そして国が進めておる5歳児健診があるということで、健診が続くわけでございます。そういうことにつきましての、まず内容的なもの、就学時健診がどういうことかと、それから5歳児健診がどういうことかという内容の違い、また関係課について説明をお願いいたします。

○議長（只松秀喜君） 健康課、持松課長。

○健康課長（持松可奈子君） 就学時健診と5歳児健診の違いについてお答えいたします。

就学時健診につきましては、学校保健安全法に基づき、教育委員会が翌年4月に小学校に入学するお子さんを対象に健康診断を実施するものです。事業の趣旨としましては、就

学予定者に対しあらかじめ健康診断を行い、その状況を把握して、保健上必要な助言等を行うためのものになります。健診項目は、内科診察、歯科健診、視力検査、面接になります。必要な経費としましては、健診に従事する医師、歯科医師の人件費になります。

一方、5歳児健診につきましては、母子保健法に基づき、実施年度に5歳となるお子さんを対象に任意の健診事業として市町村が実施するものです。本町で実施する場合は、健康課が主管課になります。事業の趣旨としましては、5歳児は言葉の理解能力や社会性の発達が高まる時期になりますので、言葉の意味が分かっているのか、指示が通るのか、ルールに従って遊ぶことができるかなど、社会性発達の評価、発達障害等のスクリーニングを行い、必要な支援につなげることにあります。また、食事や睡眠、運動習慣、メディアの利用状況など基本的な生活習慣を保護者の方に確認しまして、お子さんの健康の保持、増進へつなげることも目的としております。健診項目につきましては、問診、身体計測、診察、保健指導です。必要な経費としましては、医師、心理士、保育士等の人件費、事務費を含めまして、およそ100万円程度を想定しております。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 今説明がございまして、内容的には大分違うようでございますし、また関係省庁の違いもあるかと思います。

しかしながら、それに関係する親の方、お母さんたちの方が、常に仕事もされておられるでしょうし、1年の間に2回健診に行く必要も出てくるわけですね。ですから、そういうことの中でいきますと、一緒にそういうことができないものか、一緒に健診の中にですね。そしてまた、関係課の情報共有にもなりましょうし、一体化ということで、経費的にもその辺が少し安価につながるのではなかろうかと思うんですね。それぞれの関係課が健診を行うというのが、何年か先とかじゃなくて、もう1年の間、大体半年ぐらいの間に両方されている状況だろうと思うとですよね。そういうことでいきますと、一緒にその健診ができないものか、お尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 健康課、持松課長。

○健康課長（持松可奈子君） お答えいたします。

今いただきました質問につきましては、国の定める基準に基づいて各種健診事業をするというふうになっておりますので、なかなか難しいのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 国の基準は分かります。それで、関係省庁は、それぞれに教育課の方

と、それから健康課の方の分があらうと思います。ですから、それに満足する形で1日1回で両方をするにはできないでしょうかということをお尋ねしてます。

○議長（只松秀喜君） 健康課、持松課長。

○健康課長（持松可奈子君） ご質問にお答えいたします。

今のご質問でいきますと、そこを調整してというお話なんですけれども、そこは国や県の示すとおりでないと健診の標準化というのができませんので、融合するのは難しいかと考えております。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 議員がおっしゃってる話もよく分かりますし、私も健康課長と話をしたときに、そういう問題っていうのはあるんじゃないかというのは実は少し議論はさせてもらったんですが、現行今の制度上そういうふうな形で、課長が答えたとおりで、難しい面もあると。これについては、私の方も今年やってみた範囲で今後これをもって、これは国の方にこういう現状を踏まえた上で話をしていくっていうことをやっていかなきゃいけないんじゃないかなということの一つの案件かなと思いますので、そういうふうにやっていきたいなと思ってます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） そういうことで、今後の検討課題ということでしていただきたいと思います。

3番目でございますが、久山町でこれまで健康課長がずっと説明されました健診事業の中で、1歳児健診、3歳児健診とかずっとあるわけですけど、その中で5歳児健診はなぜ今まではなかったのか、またその中にあってもよかったんじゃないかなと思うわけですね。そういうことの検討はなぜされなかったのかということと、今の糟屋郡内では5歳児健診についてどのように今進めてあるか、質問いたします。

○議長（只松秀喜君） 健康課、持松課長。

○健康課長（持松可奈子君） お答えいたします。

本町では、令和6年度に乳幼児期の切れ目のない支援を行うために5歳児健診と1カ月児健診の実施について検討をしたところです。5歳児健診につきましては、先ほど述べましたとおり3歳児健診以降にフォローを既に行っているというところから、1カ月児健診の準備を先に優先して進めてまいりました。5歳児健診につきましては、今年度から検討を進めているところです。また、お尋ねの糟屋地区内の状況としましては、令和7年度か

ら須恵町が実施予定と伺っております。その他市町につきましては、検討中というふうを確認を取っております。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 久山町は健康の町ということで、いろんな面で率先して久山町ではもう先に実施されているとか、もう検討を今進めてあるということで、先進的なことでまた進めていただければと思っております。

次の質問に入ります。

町内の可燃物回収籠の改修、改善および回収籠集積位置の改善について質問します。

今現在町内の生活環境整備として、可燃物ごみが定期的に集積位置の回収籠に集められ、処理されています。しかし、この回収籠について、当初のものは蓋が鉄筋でできており非常に重たく上げづらい、しかし新しいものはアルミ製で軽くスマートで、新しい住宅団地は横開きのものもあります。町全体での状況は今そういうことでいろんな網籠があるわけですが、そういうことの把握をされているか、また今後改善、改修の計画があるか、お尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） それでは、町民生活課長の方から回答をさせていただきます。

○議長（只松秀喜君） 町民生活課、井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） それでは、お答えさせていただきます。

現在町内に設置しております可燃ごみ、燃えるごみの回収籠につきましては、現時点で町内に222カ所、392台を設置させていただいております。その内訳といたしましては、令和4年度までに購入させていただきましたこれまでのタイプ、ご質問では当初のものというふうにおっしゃられたタイプだと思いますけども、こちらが318台、それ以降令和5年度から購入しております新しいタイプ、ご質問では上部がアルミというふうにおっしゃっていただきましたタイプが8台、そして開発行為等によりまして設置されています別タイプのものが15台、そして倉庫や金網タイプが51カ所となっております。

また、ご質問されました今後の改善、改修計画でございますけども、現在修理や取り替え等が必要な場所につきましては、その都度行政区、組合と協議させていただき対応させていただいておりますので、現時点では全体的な計画はございません。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 今、現状については町民生活課長が回答をさせていただきました。ま

た、これについても、日頃ごみのステーションとかごみ箱については課長等と協議をします。やはり、久山町の中でも高齢世帯が多くなった、そういう団地も多くなりました。実際そういうことについて行政区等にもそういう箇所があるならば言っていただいて、それに対しては今後は対応していこうというのが今のお話になってるというふうにご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 旧体というか、古い分が318台と、一応多い形だと思うんですね。ですから、できるだけ軽く扱いやすいような形で今後とも進めていく計画をしていただきたいと思うとですよね。修繕とかそういうことではなくて、新しく全部を全面改修していくという方向で進めていくことを、今後どういうふうを考えられますか。まだできないか、できるか、お尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 当然私もそういう現状というのは見てますし、私もごみを捨てるので、当然重たい分についてとかを町内の中で把握はしてる、そういうのを見てるつもりです。実際おっしゃるように定期的に改善していくっていうことも一つ必要だと思いますので、その辺については再度検討させていただきたいなと思います。費用的なものもありますが、計画的に変えていく、その優先順位をどこからするかっていうのが、また一つ検討が要るかなと思います。今すぐに必要な場所、まだまだそこに対しては我慢をしていただける場所、若い世帯のおられる方はそうなのかもしれませんが、基本的には高齢世帯が多いところはその要望というのは強いと思いますので、その辺も踏まえた上で考えたいと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 次の質問と併せてするわけですが、回収籠の集積位置ですね。所によっては集積位置まで持っていくのに非常に遠い、それから急な坂道が多いところ、そういうところが何カ所も見受けられます。ですから、高齢者にとっては非常に辛いと思います。再度町内の現状を把握すべきではないかと思いますが、その辺について質問いたします。

○議長（只松秀喜君） 町民生活課、井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） お答えさせていただきます。

町内の燃えるごみの回収籠を設置してる場所につきましては、現在安全性や利便性、そ

して効率性等を考慮させていただきまして、決定させていただいております。現在の籠の位置につきましては、これまでごみ回収事業を実施させていただいております中で、各行政区さんや組合さんの皆さまと協議をした上で、その調整の結果、現在の場所に設置させていただいてるものでございます。今後につきましても、そういう地元といいますか、行政区さんや組合さんのご意見、ご要望等をお受けしながら協議しながら、設置箇所の再点検といいますか、検討、そして決定をしていきたいというふうに考えております。

また、ご質問いただきました高齢者世帯等への対応でございます。ご指摘のとおり籠までの距離や坂道の問題などでご苦労をおかけしてるということは、私どもも把握しておりますし、考えております。しかしながら、籠の設置位置の変更や増設等での全ての解決については、現実的にかなり難しいものと判断させていただいております。現在、高齢等の理由でごみ出しが難しいというご相談をいただいた方につきましては、久山町社会福祉協議会が実施されております久山町訪問型サービス事業をご案内して、ご利用いただいております。制度への登録や利用の際には諸条件はございますけれども、内容といたしましては高齢者世帯のごみ出しをボランティアの皆さまが支援いただける制度となっております。今後につきましても、当然位置の確認、把握、そしてこの制度との連携、協力を進めながら、進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 今現在、運転免許の返上等の推進とかを行ってきております。ですから、家庭によっては、もう車がなくなった、運転する人がなくなった、それから独り住まいのところの問題、そこから遠いところへごみを持っていかないかんということ。それから、福岡市の方は、夜中の0時頃ですかね、各家庭の前に置いて、それを集めていく状況でございます。そういうことも踏まえて、久山町の今後の高齢者対策とか、今社会福祉協議会の方にそういうことでお願いしてるということも聞きましたけど、実際に町民がそういうことまで分かっておるか、もう少しそういうことを知っていただくお知らせとかそういうことと併せて、再度その辺をお尋ねしたいと思うわけでございます。町内の人で本当に困っているという方の声を多く聞くわけですよ。ですから、持っていくのが遠い、また蓋を開けるのが重たい、持ち上がらんというところが非常に今出てきておりますので、再度その辺の把握をお願いしたいと思うわけです。再度お願いいたします。

○議長（只松秀喜君） 町民生活課、井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） お答えさせていただきます。

現状といたしましては、先ほどもお答えしましたとおり、かなり高齢者の方にはご苦労

をおかけしてる環境のところもございます。町としましては、当然そういったところ、先ほどもご質問いただきました免許証の問題等もございます。なかなかその細部のところまで私どもが把握し切れてない部分は当然ございますけれども、可能な限りそういったあたりの状況を把握させていただきまして、今後先ほども言いましたとおり地元のご意見、行政区さん、組合さんのご意見等も伺いながら進めてまいりたいと思います。

また、福岡市等で行われてます戸別回収の問題でございます。当然私どもの方でも検討等はしております。ただ、なかなか地理的な条件といいますか、生活環境、道幅が狭いとか作業スペースの問題、それとごみを置く場所の問題、それと時間帯の問題。また、久山町は自然豊かな町ですので、深夜等になりますと、騒音被害等の問題もございます。また、小動物の問題、ごみを荒らすような問題もあります。そういった課題等もございます。しかしながら、少しでも前に進めるようにいろんな検討はしてまいります。ただ、課題が多いところがございますので、そういったところを一つずつ解決しながら、さらに検討を進めていきたいと思っております。

また、社会福祉協議会の方でお願いしてるサービスの問題ですけど、そちらの方に問い合わせましたところ、現在15件の申し込みがあつて対応させていただいてるということでございます。ただ、ご指摘いただきましたとおり、周知等がという問題がございます。それにつきましては、また社会福祉協議会と連携を取らせていただいて、皆さまに広まるような形で周知できるような形で進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 今説明を受けて大体は分かりますが、実際に集積場所の籠の設置が、住宅が増えてきて、そこに今まで2台あったのが3台になったり4台になったりすることが多いんですね。それでいくと、集積位置を少し変えてもいいんじゃないかなと思うところです。同じところに全部持ってきてもらうというのは、遠いところから持ってこないかんということ。見よくと、結構200m以上、300m以上の方もおられるんですよ。ですから、その辺の検討が、ただ住宅が増えたからそこに2台になった3台になったということではなくて、そこそこの中で検討していただきたいと思います。また、籠を置く場所がないとかいろいろ検討もあろうかと思うんですけども、その辺を行政区とまた調整をお願いしたいと思っております。

それから、もう一点は、今古い籠あたりで特にそう思うんですけども、集積のところが草も生え、非常に汚れてるわけですよ。ですから、ごみ置場という感じで、ものすごく汚れてる。ですから、久山町の住環境、自然環境の中でいくと、非常にそぐわないじゃ

なかろうかと。その辺を町で清掃しなさいじゃなくて、そういうところがあれば、そこを管理してもらってるところにお願いしてきれいにしてもらうとか、その辺の対応をチェックするためにも今の現状の籠の状況の把握をお願いしたいと思うわけです。その辺について答えをお願いいたします。

○議長（只松秀喜君） 町民生活課、井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） お答えさせていただきます。

ご指摘いただきましたとおり、ごみの集積所といいますと、ごみが集まりますもんですから、どうしても小動物の問題等も含めて、ごみが散乱したりとかいう部分もございます。また、おっしゃるとおり、なかなか草刈り等の現状の管理も行き届いてない部分もあるかと思います。当然この点につきましては、町とあと地元行政区さん等との情報交換をさせていただきまして、今でもご連絡いただいた場合は現況を確認いただきまして、私どもで対応するケース、それと地元で対応していただくケース、まちまちですけれども、今後も定期的なパトロール等も含めて状況を確認しまして適切に対応したいと思っております。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） どうぞよろしくお願いいたします。

3問目に入ります。草場地区内の空き家対策による住環境整備について。

①、草場地区内の空き家対策を昨年から質問してきましたが、現在数戸の建て替え、改築が進み、取り壊しも1戸行われています。しかし、1組、2組、5組においては空き家状態で、建物は朽ち、雑草が建物を覆い尽くすように繁茂している状況のままでございます。現在調査、注意勧告はされておるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） ご質問についてですが、雑草が繁茂する件での注意勧告については、近隣から苦情があれば、町民生活課の環境係から土地家屋の管理者に連絡をさせていただいてるのが現状であります。それで、町民生活課環境係が把握してる範囲で、令和3年、4年にそれぞれ1件、草場1組の物件に対して苦情の連絡があり、管理者に対応させていただいて、現在は近隣住民から苦情も上がってないという状況になってます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 近隣からの苦情が上がってないというか、もう現状を把握されれば、行政の方で注意勧告が必要ではないでしょうか。住民の方も何回も言いにくいとか、いろ

いろなものも出てくるわけですね。ですから、それを現状の中で把握されればその注意勧告は必要ではなかろうかと思いますが、その辺についてお答えをお願いします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 難しいなと思うのは、どこをもって、それは個人の所有のものであって、その人の管理の中では自分の管理の範囲内である。これは他人に迷惑をかけてるっていうのがあるっていう条件で町としてはその個人を調べて通知をしてるっていうことになりますから、そこっていうのはすごい難しい境があるだろうと思います。ただ一方で、おっしゃってるように、なくても苦情があった範囲の前回を超えるような状況になれば、それはそれで町としてもある程度地権者には、所有者には言わなきゃいけないんじゃないかなと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 現状草場においては、昔の炭鉱長屋ということで棟続きの中で、隣がそういう状況で、1回は役場にお願ひしましたけども、もう何回も言われませんというのが実情です。実際に町長も現場を見られたかどうか分かりませんが、やはりひどい。これは改善をしてもらいたいし、また解体するか、庭の草木だけでも刈ってもらいたいというのが現状だろうと思うとですよ。ですから、その中で、虫が発生したりいろいろなものも出てくるわけです。ですから、1軒の長屋の続きだけでなく、前後の住宅の住環境そのものが侵されている状況だろうと思うとですよ。それが1組、2組辺りで3軒ぐらいありますと、その一帯が雑草の繁茂で異常な形ですよ。ですから、もう家の中まで入ってきてる状況でございます。そういうことでいくと、行政側から所有者の方に注意をすべきではなかろうかと思うとですよ。周囲の方はなかなか1回は言うたけども後はできませんとか、周囲の方が所有者が誰か分かりませんとかという状況の中では、行政がその辺を注意勧告していく必要があるのではないのでしょうか、再度お願いいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） やはりケース・バイ・ケースじゃないかなと思います。その方が全く改善をされてない状況であれば、そういうことで注意勧告をしていくっていうことは行政からもしていくべきじゃないかなとは思いますが。当然一回改善してさらにまた同じような状況になっている状況であればですね。しかし、おっしゃってあるような状況というのは、恐らくほとんど町内では特定されると思いますので、そこについては注意深く町の方も今後は見ていきたいなと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 町長、町内ではじゃなくて、草場の1組、2組、5組ということで、実際にもう分かっというわけですね。ですから、こういうことで昨年改正されました空家対策特別措置法の中でも特定空家の中で管理不全空家ということの指定とか、そういう中で行政がそういう勧告をできるように今なってきたわけですね。ですから、その辺をすべきではなかろうかと思います。

それで、次の質問でございますが、その特別措置法の中でも固定資産税の軽減対象から除外するとか、宅地で建物があれば軽減措置があるわけですね。ですから、その部分の軽減措置を除外するとか、そういう何らかの対策を行政でも取る必要があるのではなかろうかと思うとですよね。その土地が活用できるような方向性を行政の方からしむけていく必要があるのではないのでしょうか、その辺について質問いたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 今現在草場1組、2組は、物件にもよりますけど、不動産が流動してるといっているのは、先ほど最初にお話があったように当然一番それが理想だと思います。ですから、そこに対して実際に町がそこに特定空家を指定していくとかいうことは、今はあっていないのかなと思います。

ただ、今回今議員からご質問があったような話っているのは、特定空家に実際に指定していくためにも、個人の資産をどのようにして行政が特定空家として指定できるかっていうのが自治体としてはすごく基準が難しいっていうのが今までの問題だったと思います。その問題について、県が今回管理不全空家等及び特定空家等の判断に参考となる基準っていうのを初めて示されました。今後それに基づいて市町村がこれを特定空家に該当するかどうかということに対して今後町の方で判断していくっていうことに自治体になっていくと思いますので、その状況を見ながら今後やっていくことになると思います。ただ、議員がおっしゃっているような草場の今の状況で特定空家に該当するかってなると、なかなか難しい面もあるんじゃないかと思ってます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 現状あの草場の1組、2組は、特定空家に当然なる条件と思われます。実際に壁は落ち、屋根も全部は落ちてませんけども穴の開いた、その中に雑草がはびこっているわけですね。ですから、現状はその横に住んであるわけですね。そういうことでいくと、行政の方が少しそういう形で勧告をする必要があるんじゃないかと思うとですよね。ですから、町長は実際に草場の方の現状は確認されておるのでしょうか、ちょっ

と質問いたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 把握はしております。

なぜそういう話をするかという、県のガイドラインが、しっかり全部把握してるわけではありませんが、かなり厳しい状況までないとなかなか難しいってような写真の状況になっています。あくまでこれは目安ですので、このとおりっていうわけにはいかないと思いますが、個人の資産を特定空家にして、さっき言うように税の措置まで変えてやっていくっていうことは、よほど慎重にやっていかなければいけない案件になってくると思います。ですから、今後その状況等については、先ほども言いましたが、その草場の状況を見て、この特定空家の状況、ガイドラインも含めた上で、そこについては考えていかなければいけないんじゃないかなと思います。まずは、注意勧告をしっかりとやっていくっていうことが必要だと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 注意勧告をしっかりと進めていただきたいと思います。

3番目、空き家の建て替え、改築のネックになっておるのが、石炭ボタでの擁壁だと考えます。そういうことで、石炭ボタでの擁壁工の現状を把握されまして、擁壁の補強等の中で改築や建て替えができるような方法を県と協議はできないかということの質問でございます。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） この件につきましては、都市整備課長の方から回答させていただきます。

○議長（只松秀喜君） 都市整備課、亀井課長。

○都市整備課長（亀井玲子君） お答えいたします。

草場地区の石炭ボタでの擁壁工については、補強等が必要な改築等の要望は現在上がってきておりませんが、擁壁工のある箇所については把握しております。今後住宅等の建て替えで擁壁に関する相談があった際には、擁壁の現状を確認し再建築が円滑に進むよう、福岡県との協議を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 現在そういうことの話がないということで今課長が説明されましたけども、現状的に不動産屋さんがその土地を改築する、買収しようにも、その石炭ボタの擁

壁があるからそれを付け替えてまでするということでは、ここの土地はそこまで投資ができないという状況が多いわけです。ですから、改築ができないとか建て替えができない。それから、まず道路の問題もありますけども、そういうことが一番のネックに今なってるわけですね。ですから、その辺をまずは町の方で検討協議をしなければならないと思うわけです。ですから、今民間の土地の話をしましたけども、実際にそういう擁壁でできとる町道がたくさんあります。まずはそこから検討協議することも必要ではなかろうかと思うんです。併せて質問いたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず、今議員が言っているように、もしそういう件があったら不動産屋さんから話がないとなかなかその意向というのが分かりませんので、当然そういう対応は必要かなと思います。当然町民の方が建て替えたいという意思があるということがまず分からないと、その県との協議というのもできないと思いますから、今後はその件についてもしあれば、そういう対応は取ります。

あと、町道についてということですけど、草場地区に限って言うんだったら、恐らくその町道のところを扱えばいいっていうだけの話ではない部分もあるのかなと思いますので、そこについては今後検討が必要かなと、全体を見た上で判断をしなきゃいけないんじゃないかなと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 今町長が言われました、そのとおりなんです。最終的に私がここで言いたいのは、その空き家1軒の問題ではなくて、その周辺の3戸から4戸ぐらいを併せて一緒に整備する必要がある現状なんですよね、草場は。ですから、不動産屋さんが一軒一軒の中で入ることではなくて、その全体的なものをある程度町の方で、こういうことであればこの一帯ができますよとかそういうことをある程度示してもらえば、不動産屋さんもそこに入って来て、その辺の環境整備につながっていくんじゃないかなと思うんですよね。ですから、その辺が全然町の方にまだ上がってこないということばかりでいくと、いつまでたってもできないことではなかろうかと思うとですよね。町の方でその辺を地域整備するという、お金を支出するというのではなく、そういうことで民間の方がそこに入りやすい状況づくりというのは、行政でできるんじゃないかなと思います。再度お願いします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 特にここの地域というのは、なかなか下水、上水の問題、道路の間

題、そしてなおかつ住んである方と実際に空き家になってる方っていう、要するに住んである方がおられるので、住んである方にとっては今の現状が一番望ましい状況であるという方もおられると。そういうところで、なかなか一括してやっていくというのは難しいというのは、議員もご理解してあるんじゃないかなと思います。

一方で、そういうふうな中でやれることとして、不動産が流動してるのであれば、町としてもそこに対しては少し考えていくことも一つの改善策でもあるのかなというご指摘だと思いますので、今後そういうことについてはまた検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） それぞれの地域から要望等がなければ動かないということではなくて、やはり新しい住宅を造ったわけですから、周辺をある程度環境整備していくためには、お金を出すことではなくて、いろいろな形で町が指導していく、またそういうことの中で環境整備につながっていくんじゃないかなと思うとですよ。再度質問しまして、終わります。よろしくお願いします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 実際そういう話がなければ動かないっていうわけじゃなく、その話を拾っていくっていうこと自体をしっかりやっていくっていうことは必要じゃないかなと思います。

それで、今回もこう言われましたが、なかなか民地であって難しい面というのも当然ありますけど、ここ草場で言えば、ほかの開発も含めた上で、その際どうしていくかということも当然出てくると思います。ここについて今やれることっていうことについては、今から試行錯誤しながら考えていきたいと思います。先ほども言いましたように、なかなか制約がかかっている部分もありますが、やれることっていうのがあるんじゃないかっていうことはしっかり持っていききたいと思いますので、今後そういう方法があればまたお話をさせていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） ここで休憩に入ります。

再開は11時10分、11時10分に再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時2分

再開 午前11時10分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（只松秀喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4 番本田光議員、発言を許可します。

本田光議員。

○4 番（本田 光君） 私は、まず平和問題について、それから2番目には久山中学校の完全給食導入について、3番目には久山町総合運動公園のスポーツゾーン内のサッカー場、野球場計画と総合運動公園のBグラウンド、Cグラウンドについてこの間どのような検証をされてきたのかという3点について質問いたします。

まず、平和問題について。

平和問題は、この場所から再三今までも質問させていただきました。今年は戦後・被爆80年、日本国憲法は1947年5月3日の施行から78年を迎えました。戦後80年、世界各国で戦死者を出す中で、自衛隊は一人の戦死者も出しておりません。その誇るべき事実を生み出したのは、日本国憲法第2章、戦争の放棄、9条があるからだと確信しております。1945年、昭和20年8月6日広島へ、8月9日長崎へ原爆が投下されました。久山町議会は、2020年、令和2年12月議会で、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出に関する請願を可決し、意見書を提出しました。

それで、町長はこれまでの議会で恒久平和構築は続けるべきであると述べられてきました。また、久山町として、レスポアール久山のロビーにて原爆写真展や8月6日、8月9日、原爆が投下された時間帯、ここで防災無線、ラジオなどを使って平和の鐘を鳴らし黙祷をささげようという、いわゆる啓発運動も行われております。さらに、8月15日、終戦記念日にも同等の啓発運動を推進されております。これは、この糟屋郡の自治体をずっと見ても、一步進んだ自治体だと僕は評価しております。

そこで、今後一人一人が平和について思い、そして僕自身もこの場から発言しましたように、福岡県被爆者団体協議会からパネルを借りてきて、祭りひさやまで原爆写真展を展示させてもらったことがあります。そうした平和をみんなで語り継いでいくという、これは大切なことだというふうに思っております。

そこで、日本国憲法第9条と日本原水爆被害者団体協議会、略して日本被団協のノーベル平和賞受賞について、町長はどうこの点は受け止められているのか、所見をお尋ねしたいと思います。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） これは以前もお答えしたとおりで変わりません、私の所見ですから。

それで、恒久平和、誰でも大切なことだと私も思いますし、子どもたちの未来についてもこれからについても大切なことでもありますから、それは9条に対して変わりません。

それで、もう一つの日本原水爆被害者団体協議会のノーベル平和賞の受賞についてですが、この団体が受賞まで68年間活動を被害者の立場から草の根的にやられた、それが評価されたということは大変素晴らしいことだと思いますし、これまで関わってこられた方の皆さんに本当に深く敬意を表したいと、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田光議員。

○4番（本田 光君） これから各自治体も声を上げていく、そしてそれぞれの国民が声を上げていくという、二度と戦争がないような構築をどうつくり上げていくかということが大切じゃないかと。どうしても戦後80年というふうになりますと、意外と年配の方たちは分かって、そしてあと語り継ぐというか、そういう若い人たちも関心を持たれた方がたくさんいらっしゃるの事実です。しかし、これを啓発運動を続けていくという考えから、町が今率先してやっている点は、先ほど言いましたように評価したいと。それで、そういう点は今後どういうふうにされていくつもりなのか。それと、町長に同じような質問を前回もしましたが、憲法9条、これについての認識をお尋ねします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 答えの関係で前後しますが、憲法9条の私の考え、それというのは、ここの一般質問でお答えするってということではないと思いますから、それはご理解いただきたいなと思います。

ただ、最初の質問にありましたように、今やってることってというのはすごく評価していただいているということで、ありがたいです。今後もそういうことで必要なことがあれば、町の中でやっていくべきじゃないかなと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田光議員。

○4番（本田 光君） これはいつの議会でしたかね、町長になられてその後に質問させてもらいましたが、憲法9条は守らなければならないというふうにおっしゃった。それは第99条等の関係もあるだろうし、ぜひ今後そういう平和の尊さ、そして現在日本はそういう戦争するような道には行っていないという現状があります。ぜひその点も含めて再度町長に答弁願いたいと。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） もう今私が以前言った答弁もおっしゃっていただきましたから、それはもう変わらないということでよろしくお願いします。

○議長（只松秀喜君） 本田光議員。

○4番（本田 光君） ぜひもう少し先進的な自治体のように、この平和の尊さ、そしていろんな啓発、啓蒙運動を含めて進めていただきたいというふうに思います。

次に、久山中学校の完全給食の導入について。

一つには、ランチサービス、弁当給食開始から6年しか経過していないと言われておりますけれども、久山中学校の全生徒、1年生、2年生、3年生のランチ注文者数は何人なのか、また教職員数で何名なのか、合計何人なのか、教育長にお尋ねします。

○議長（只松秀喜君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） お答えします。

現在、久山中学校の全生徒数は331名でございます。ランチ注文者は、4月が97名、全体の29.3%、5月は106名、全体の32%でございました。教職員は40名で、4月も5月も18名がランチ注文者でございます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田光議員。

○4番（本田 光君） 今教育長が答弁されたんですが、106人ですね、職員数を含めてですね。

（教育長重松宏明君「職員は別です」と呼ぶ）

○議長（只松秀喜君） 本田光議員、どうぞ。

○4番（本田 光君） そしたら、後ほど再度教育長に答弁願いたいと思います。

次に入りますが、ランチサービスをやることによるメリット、デメリットは、どう結果が出るとででしょうか。

○議長（只松秀喜君） 2番ですね。

重松教育長。

○教育長（重松宏明君） 先ほどの106名は職員を除いてです。除いて、生徒数だけの106名がランチサービスを取っているということで確認しておきたいと思います。

次、2番に移ってよろしいでしょうか。

（4番本田 光君「職員の注文は」と呼ぶ）

職員は40名いらっしゃって、18名が注文してるということでございます。

2番に入ってよろしいでしょうか。

お弁当とランチサービスの選択制でのメリット、デメリットの内容については、これまでの議会答弁でもお答えしてきましたが、再度申し上げたいというふうに思っております。

まず、お弁当とランチサービスの選択制でのメリットについて、いろいろあるんですけ

れども、主立ったものを三つに絞って申し上げたいと思います。

1番のメリットは、特に食物アレルギーを持つ子どもたちに対しての食物による事故についてのリスクが極めて少なくなるということです。食物アレルギーでアナフィラキシーショックを起こすと、一分一秒の即時対応が求められ、最悪命を落とすこともあります。そういったことはあってはならないことであり、事故が起これば原因責任の追及が始まり、多くの人が悩み、悲しみ、その方々の人生が変わっていきます。今申し上げたことは、研修会等で報告を受ける過去の事例から学ぶところでございます。お弁当とランチサービスの選択制であれば、食物アレルギーを持った子どもの昼食は、我が子のアレルギーを理解したおうちの方が作られるお弁当なのでその心配が少なくなりますし、保護者も安心であるということです。お弁当を作ることが難しい家庭があること、増えてきていることも承知していますので、ランチサービスという選択制の形が取れるようにしている。これが久山方式です。ランチサービスの弁当がおいしさや栄養面で給食より極めて劣るということはありません。現在何らかの食物アレルギーを持つ子どもたちは決して少なくありません。今年度久原小学校には18人、山田小学校には14人の食物アレルギーの配慮を要する児童がいます。各学級1人以上はいる割合になります。決して小さな数字ではありません。事故が起こるリスクを減らす教育環境づくりは、とても大事なことであり、メリットであると考えております。

二つ目は、子どもたちはおうちの方が作られるお弁当を望む声が多いということです。一昨年度末に行ったアンケート結果で、約8割の子どもたちは現在の選択制での昼食を望んでいます。おうちの方が作られるお弁当を望む声が多いというのは、生徒たちの素直な反応だと私は捉えています。また、給食は栄養面に配慮されていて、多くの子どもたちがおいしく食べています。ただ、全員ではありません。食物アレルギーを持った子どもたちとは別に、偏食傾向があり給食が苦手な子どもたち、給食を苦にしている子どもたち、この学校にもいます。久原小学校にも山田小学校にもいます。そういった子どもたちの昼食へのストレスを少なくしたり、昼食で食べる食の量やカロリー数を安定的に確保したりすることにおいても、選択制は今の時代に合った形だと私は考えています。一人一人の子どもたちの体質や食の状況に配慮し子どもの声を聞くことは、子どもを大事にした対応だと思っています。これがメリット二つ目です。

三つ目は、給食の準備、実施、後片づけなどにおいて、学校職員の負担と給食に費やされる時間が減るということです。先生方は授業の準備、教材研究、生徒指導により向かうことができますし、現在給食を実施してる中学校と比べますと、昼食にかかる時間が短いため、部活動や休み時間の時間の拡大を久山中は図ることができています。

デメリットは、お弁当を作る保護者の方への負担があるということです。このことも十分承知しております。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 本田光議員。

○4番（本田 光君） 今教育長が答弁されたのと、それから3番目の僕の質問ですね。久山中学校の完全給食導入になぜ踏み切れないのかという関係で、その最大の理由は何かと。確かに今まで論戦の中で、アレルギー関係あるいはまた財政面をさまざま言われてきたけども、福岡県の自治体でも5自治体がまだまだ完全給食になられていないという。そして、特に給食無償化が言われている中で、きちんと栄養士さんが配置されて対応すれば、問題は解決する問題じゃないでしょうかという考えを持っております。今まで幾つかの学校関係者にも聞いたり、今から10年近くなるけども、各完全給食の自治体を視察させてもらった件もあります。そういう中で、なぜ踏み切れないかという関係から見たら、確かに学校校舎そのものが老朽化してるのは事実です。新たに造れば数億円程度かかると、また国の補助もあんまり従来どおりにはつかないような状況もあります。

そこで、前僕は提起させてもらったけども、両小学校に給食があって、シダックスさんが入っとなるわけですね。そこにもう少し栄養士さん、あるいは職員等あたりを増やしても、そこから配達ができんな、という質問をさせてもらったら、一つの検討課題として今後検討していきたいというふうに答弁されましたが、その考えは変わりないですか。

○議長（只松秀喜君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） 今の本田議員の発言は、やる方向になったときにそういう観点もあるということでお答えさせていただいたことはあるかと思っています。

ただ、今私が説明したように、現在久山中学校が行っている選択制の給食の実施っていうのは、学校教育の中で安全を第一に考えた今の時代に合った昼食の実施の仕方だと捉えておりますので、今あえて事故のリスクを上げる完全給食の導入に変えることは、変えたときに説明ができなくなるということが、なかなかそこに踏み切れない最大の理由だと私は考えております。今の時代は、先ほど言ったデメリットの内容よりも、幾つか申し上げましたメリットの内容が優先されなくてはならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田光議員。

○4番（本田 光君） じゃあ、久山中学校の完全給食導入について、これは全く考えていないということですか、町長にお尋ねします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） これは質問事項になりますかね。

（4番本田 光君「はい、ここに書いてます」と呼ぶ）

（「なぜ踏み切れないのか、理由は何かって問うてるので、踏み切れない理由は何かって聞いているので、踏み切らないのかってという質問は入らない、理由として」と呼ぶ者あり）

○議長（只松秀喜君） 質問の要旨から外れておりますので、もう一度質問をお願いします。
別の質問をお願いいたします。

○4番（本田 光君） 僕は質問の要旨から外れてないと思ってます。というのは、中学校の完全給食導入についてということで、それぞれ町長、教育長あたりに質問をかけとるわけだから、何も今後一切考えていないという、今までは検討するかのようなことも答弁されております。その点についてお尋ねします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 今の教育長の判断のお話を踏まえた上で、踏み切れないっていうことの私の考えとしての話として回答させてもらいたいと思います。

要するに、検討しないということは誰も今まで言ったことないし、私も今も言ったことではないと思います。まず、やらなければいけないことは、今教育関係で教育長が踏み切れない理由っていうのを言いました。いかにそれが本当にクリアできるのか、できないのかっていう判断っていうのが、当然あると思います。今のところ、それが大きいっていうのが私の中の判断になってます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田光議員。

○4番（本田 光君） やはり一人一人の命は大切にしなければならないというふうに思ってます。しかし、一方では、日本全国これだけの自治体で大半が実行されておるんですね。それをただ福岡県の中では5自治体が完全給食を実施されていないという、そういういろんな点を研究、クリアして、そして両小学校にあって中学校にないと、これはぜひ再々検討してもらいたいと思いますが、どうでしょう。

○議長（只松秀喜君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） 今中学校に完全給食が実施されていない自治体が、今何がベストかということを考えることで、今の選択制での昼食の在り方がいいというふうに町の方としては判断をしているということです。これは給食の設備に投資をしてる学校は、それをなくしてまでするとは思いません。でも、今からあえてリスクを高く上げていくようなことに踏み切ることが果たしてどうなのかということを言っております。これまで私が教育長に

なって給食の議論で、完全給食には近年食物アレルギーによる事故のリスクがとても高まりますよということを私はずっとお話をしてきました。現在完全給食を実施してる学校、久山の小学校もそうですけども、栄養士をはじめ給食の主任、管理職、学級担任など、多くの教職員が家庭と連絡を本当に密にしながら、ある意味緊張感を持って事故が起こらないような対応や指導を行ってきてます。その労力というのは本当にかんりのものがあります。現在完全給食を実施していない久山中学校の昼食を完全給食に移行してもし事故が起こった場合、事故のリスクを把握していたにもかかわらず事故へのリスクを上げる昼食の方法に変えたということについては、もし事故があったときに私は説明できません。それでも完全給食の実施を求められますかという話ですけれども。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田光議員。

○4番（本田 光君） やはりこの問題点は、どうやってそういうアレルギー関係を改善していくかという問題やらさまざまな問題があるのは事実。だけど、実際一方じゃ、多くの町民は保護者の人たちも含めて完全給食を実施してもらいたいと。これだけの願いがあるのに、単なるつくるともつくらんとも言っていないような考えでいいのかという、やはりこの完全給食のよさ、これをぜひ検討してもらいたいと思いますが。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 確かに私も完全給食について、中学校の給食についての話をずっとやってきました。当然いろんなリスクというのは現場サイドの問題もあるということも、もう皆さんもご存じだと思います。

その中で、一番私の中で少し大きいなと思うのは、アレルギーの問題もありますけど、学校現場での対応というのが一つ大きな問題で、先生たちの状況というのも教育委員会からも話を聞いています。その辺も含めて解消できるかどうかという判断は今検証していかなければいけないということは、教育委員会もそれは分かっていると思いますので、そこについてはまた今後検証していかなきゃいけないと思いますが。

問題は、議会の中でも今回町民の皆さんの要望があってこういう判断をされたっていうのは初日にありました。ですから、もう一回、そういう話っていうのは、実は予算を承認していく上で当然事前に承認をされてランチサービスを導入しようということに対して、それも決まったわけですね、答申の中で。だから、それに対しての検証をまずはやらなきゃいけないっていうのは、議会の方でありましたし、私たちもやらなきゃいけないことだと思いますので、それに対してはやっていきたいと思いますが、まずランチサービスの検証はですね。ですから、それはそういうふうに考えてます。

ただ、給食についてご意見があつて今の話というのは、教育長を介した話っていうのが今の現状です。ですから、それに対しては今後これをどういうふうにしていくかっていうことに対して、学校の現場の問題をまずクリアするというのが私は大きいかなと思ってます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田光議員。

○4番（本田 光君） この件について最後にお尋ねしますが、町も含んで、それから学校関係、それと保護者、生徒、確かにランチサービスになって6年が経過したというけども、先ほど僕はデメリット、メリットを聞かせてもらったけども、一方ではぜひ完全給食を望む声の大きいわけですね。だから、今町長も検証をしていきたいというような考えであれば、早急にそういう対策メンバーで検証をしてもらいたいと思いますが、再度伺います。

○議長（只松秀喜君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） このことを考えていく判断の材料として、基本ラインはもう変わらないと思います。安全性の重視がまず第一。第2番目は、子どもたちの学習に関する学力の向上、それから体力の向上に関する教育環境の整備、授業の精選、それが二つ目。それから、三つ目は、町の財政にも限りがありますので、そういったいろんなことをやっていく優先順位があるということで、これもこれまでずっとお答えしてきてるところだと思います。そのラインは変わらないと思います。

それで、保護者が要望してあることは重々分かっています。しかし、たくさんいる子どもの中で一人でも命を落とすようなことがあれば大変なことになりますので、その方向にリスクを上げていくような動きっていうのは、なかなか難しいんじゃないかというふうに思ってます。

先ほど小学校のアレルギーを持った子どもたちの数を言いましたけども、久山町は全体で4.6%のアレルギー有用率です。全国平均は6.3%です。まだこれからそこは上がっていく可能性はあるかなというふうに思ってます。これは本当に小さい数字ではなくて、もういっぱい事故を起こした事例が全国各地で挙がってってます。給食を実施しているところは本当に気をつけてやってるから抑えられてるところもありますけれども、全国相当な数の小学校がありますから、やっぱり何%か事故が起こってるわけですね。それを上げるような動きというのはなかなか難しいんじゃないかというふうに思ってるところです。これからいろいろまた議論があると思いますが、この判断をしていく基本ラインというのは変わらないということです。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田光議員。

○4番（本田 光君） 両小学校には完全給食があって、そして一番大事な子どもの成長の過程、中学校にないという。これはぜひ早急な検証を含めて、一つの検討課題に、重要課題の一つに挙げてもらいたいと思います。

それで、次に入ります。

久山町総合運動公園スポーツゾーン内のサッカー場、野球場計画と総合運動公園のB、Cグラウンドについて、どのように検証されたかという点について質問いたします。

これも再三この場から質問させてもらいました。久山町総合運動公園スポーツゾーン内のサッカー場、野球場は、断念をすべきと。この場からも言わせてもらったのは、前町長はこの件はサッカー場、野球場は外したという、非常に言葉上は曖昧^{あいまい}だったというふうに僕は発言しましたが、しかし一方じゃ、今いろんな点をやっていく上で、資材高騰、あるいはまたいろんな物価高騰も含んで、そうした関係があります。

そういう関係から見た場合、令和7年3月定例町議会で町長は、民間が参入しやすい形を含めて検討していきたいというふうに答弁されました。しかし、民間といっても、かつて前町長はPFIを導入したいと。しかし、民間は利益を上げるのが民間であって、そしてかつて第三セクターというのもありましたけども、いろんな形で財政投資、いわゆる貴重な町税で、いわゆる推進された側は何億円も使ってこれを完全に完成するまでやるべきだという発言が一方じゃあります。

しかし、僕はこの点を含めて見直し、検証されてはどうかと、再三質問をいたしました。監査委員の方たちからも、これは一担当課ではかなり厳しいと、全町を挙げていい知恵があれば出し合って会議したらどうかという点も上がっております。そうした関係を含めて、3月からわずかであっても、どのような検証をされたのか。それで、広辞苑の辞書では、検証とは実際に調べて証明することであるというふうに述べられております。どういうふうな検証をされたのか、町長。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 3月の予算でもそういう話をして、6月ですから、その2カ月間、3カ月間で大幅に何かが展開するということはないっていうふうにはご理解いただきたいんですが、まず今回この問題について私としては、当然以前から、私が就任する前にもう事業費が多額に使われて事業整備がしてありますので、当然それを活用していかなければ今までの投資が無駄になりますから、やっていく。ただ、その代わり町の費用というのは抑えていかなければいけないので、今現在3月以降、国に対する補助申請の見直しをしていく準備をしてるということになります。

それに対して、実際Cグラウンドにつきましては議員がおっしゃるように、上のサッカー場、野球場ですね、それについては当然去年からそういう民間に利用について検討をしてもらえないかっていうことは投げかけてます。その検討というのに対しては正式に返事があってるわけじゃないですが、大事なのはそこに対して民間も収入が得られるようなものをそこに誘致して、町民の方も使えるっていうことが大事だろうと思います。ですから、そこについては今後継続してやっていきたいと思います。

そして、まず野球場とサッカー場の手前にあります広場、町民の方が使われる展望的な広場、ここについては町として補助事業も含めた上でしっかり見直しをして整備をしていくっていうことを、まず方針として上げてます。これについては、今後実際にそのフォトスポットであったりいろんなことで町の方が使えるような状況、桜を見ながら展望デッキで御飯を食べられるとか、そういう状況で使っていこうっていうことで思ってます。

その下のもともと河川敷にあった今度はBグラウンド、そこについては、大体1万5,000㎡ぐらいあって、造成と駐車場を整備した状況のままになってます。当然この跡地利用について、3月に構想をまとめました。これについては、実際に今後新しいスポーツであったり、アーバンスポーツといいます、そういう都市的なもののスポーツをできる場、子どもたちが体を動かせる場、河川に親しめる場、そういう場にしていこうということを今考えてます。今後詳細は決めていきたいと思います。

それで、ここについても、民間の活力というのは大事になってきます。ネーミングライツであったりスポーツメーカー、いろんなメーカーに対してアクションを起こしながら、器具をそこに対していかにうちに投資してもらえるかとかいうことも今後検証していこうということで、3月以降、今それに動いてるっていう状況になってます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田光議員。

○4番（本田 光君） 町長が先ほど実際補助金等あたりについてちょっと触れられたけども、国も相当補助金関係はほとんど出してもわずかしかなんじゃないかというふうに僕は推察してます。そういう中で、そうなると一般財源から町民の税金を出すことになります。ですから、一つの総合運動公園を造れば、莫大^{ばくだい}なランニングコストというか、そうしたことがかかるということはもう想定できます。

あれは3月議会だったですか、担当課長に僕がこの場で聞いたら、なかなか答えが出にくかったような、補助金の関係を含めてですね、総額供用開始までどのくらい予算がかかるかという質問をさせてもらったんですが、恐らくどのくらいという想像がつかんのじゃないかと。であれば、この際完全見直しを図るべきじゃないかというふうに考えます。そ

して、そういうまだほかにしなければならない公共事業はたくさんあるわけですね、先ほどの中学校の給食の関係も含めて。そういうことで、町民の貴重な財源は大事なところに充てるといような考えを持って、そしてある程度のり面とかいろんな点で運動公園が崩れないような対策はしなければならんというふうに思います。

ですから、フォレストロードとかさまざまなそういう関係は完全に見直しするとか、あるいはまた先ほどのBグラウンド、また雨が降って流れるようなことがあってはならないし、そうしたことを検証すべきじゃないかという、再度、町長、答弁願いたいと。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 私の中で、やはりあそこまで整備をして多額の投資をしてます。議会で予算も承認いただいて、前町長もやってこられたという状況になってます。それで、当然それをいかに町民の人に還元するかってなっていく。当然本田議員が言われるように優先順位、予算の範囲内、そして予算の中でどのくらい補助事業がつくかによって、いろいろな進め方は当然変わってくると思います。そこについては、当然また検証が必要だと思います。

ただ、今の状況では、できるだけ町の方が楽しんで使っていて、久山町にそういう憩いの場ができたり、子どもたちが遊べる場、そういうのを造るっていうことに当然利用しようというのが私の考えです。だから、そこについては、今後もその状況を踏まえながらやっていきたいというふうに思ってます。ですから、当然町の中の事業の中で、その範囲の中で優先順位を決めながら、その範疇、できるだけ補助事業等も踏まえた上で考えていくというのは変わりません。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田光議員。

○4番（本田 光君） 今までの答弁で、民間が参入しやすい状況もつくってきたいという答弁を町長はされておりますけども、民間というのはそういう甘いもんじゃないと僕はこの場から発言させてもらったんですが、やはり民間は利益を上げるのが民間であって、採算が合わない、それで一個人であれば当然会社を閉鎖したりさまざまにするわけですね、先が見えない限りは。だけど、町が、いわゆる公共が進めた事業関係は、今までこれだけの投資をしたんだと、だから進めていくというだけじゃなくて、僕が言いたいのは完全見直しを図るべきじゃないかという。具体的な答弁があんまり返ってきてないから、再度町長、答弁願いたいと思います。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 民間事業者はそんなに甘いものじゃないっていうことを言ってありま

すが、それは十分私は経営者ですから、これだけ企業の方と話をしながら、じゃあなぜ町にそれだけ企業の人が連携をしてきてるかっていうのは、それは一方で企業に利益を提供できてるからです、当然うちの町が。それで、自分たちの一方的なものでそれが成り立たないということを本田議員が言われてあるのは当然私も分かってますから、それに基づいてやっています。ただ、誘致してください、来てくださいという話とかのじゃなく、企業も採算が合わないといけない、それ以外のものに対してもメリットがあるかどうかということをやってるといえるのはご理解いただきたいと思います。

もう一つは、私の中の見直しとして、さっき言いましたBグラウンドについて、以前はテニス場を造る予定になってましたよね。それをもっと久山の子どもたち、これからの世代の人、そして今住んである方たちが利用できるものに変えるっていう見直しをしたのが、今回の話ですよ、私の中では。ですから、当然そういうことで、私の中では町民の皆さんに使っていただくための見直しをかけてるっていうふうにご理解いただきたいと思っています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田光議員。

○4番（本田 光君） 最後に質問したいんですが、僕が言いたいのは、総合的に全体を見直してもらいたいということです。確かにBグラウンド辺りは見直すというふうに町長はおっしゃるけども、総合的にですね。でないと、年間の維持管理費だけでも莫大に金がかかると。町費の持ち出しが恐らく相当の額になってきやしないだろうかとという心配が一方じゃあります。ですから、そういうことを含めた検証をすべきじゃないかということで、再度質問を求めて僕の質問は終わりたいと思います。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） ありがとうございます。

当然その後のコスト等も踏まえて、そのコストも実際にどれだけ抑えていけるかということも踏まえた上で検証することは当然だと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） ここで休憩に入ります。再開は13時30分、13時30分に再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時54分

再開 午後1時30分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（只松秀喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5 番末松裕議員、発言を許可します。

末松議員。

○5 番（末松 裕君） 5 番末松です。よろしくお願いします。

本日は私が昨日まではけつから2番目かと思っておりましたけども、今日は最後で、一人でしゃべらせていただきます。よろしくお願いいたします。

今日私は二つ質問させていただきます。一つ目は、第3期久山町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略について、二つ目は、子ども会育成会の町としての捉え方、このタイトルについてお話をさせていただきます。

まず、1番目の項目でございますけれども、町長が2期目の町政を担うに当たり、その指針となる第3期久山町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略についてお尋ねをいたします。

この件については、横断的目標の三つの中に次に掲げるようなことがありますので、その件についての質問という形になっておりますので、文脈の中で三つの施策があるというふうに書いておりますので、どれが三つだろうかと勘違いされたいけませんので、申し添えておきます。

その中には六つほど質問事項としてあります。

一つ目は、組織内の活性化、職員の仕事への活力を向上させるの達成には、職員の職場環境の向上が不可欠と考えております。そこで、現在の職員の時間外勤務についてお尋ねをしております。職員全体としての時間外勤務は増えているのか、また時間外勤務が多い課はどこであるかをお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

総務課長への質問です。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 令和5年度と令和6年度での時間外勤務数でございますが、累計時間では、令和5年度が1万4,744時間、令和6年度が1万3,135時間となっており、1,609時間減少しているような状況でございます。時間外が増えた課でございますが、総務課で、令和5年度が922時間、令和6年度が1,455時間、533時間の増となっております。反対に時間外が減った課でございますが、都市整備課で、令和5年度が1,735時間、令和6年度が1,176時間、559時間の減となっております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5 番（末松 裕君） ありがとうございます。

町としてトータルとしては残業時間が減ったという形はなるほどかなと思っておりすけども、私が議員になりまして約4年たっていますけども、その中で管理職と言われる方の残業、それから各部署によって残られてる方も多いのではないかなと私が少し感じたので、こういう質問をさせていただいております。

それで、今おっしゃったように、総務課が922時間が1,455時間でよろしかったですね。ということで、かなりの増加があると。それから、都市整備課の方については1,735時間が1,176時間ということで減ったという形でおっしゃいましたけども、やっぱり総務課というのは全体をつかさどる課でありますので増えることがあろうかと思えますけども、この1課に非常に重なったという原因はどう思われますか。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 総務課の時間外増加の主な要因でございますけれども、OA機器の更新に係る調整作業や防災出前講座、大雨や台風接近に伴います災害対策本部設置、定額減税調整給付金事業など、新たな事業が発生したその事務処理に要したためと考えております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） ありがとうございます。

一応残業がいろんな対応策があったということで増えたということですけども、1課に非常に大きな残業時間がかかったということは、やはり仕方ないと捉えますか。この残業時間は、その課として大体どのくらいが適切と言ったらおかしいけど、こういう行政の仕事ですのでその都度その都度かかる仕事の量によって違うと思えますけども、922時間から1,455時間というのはかなりの時間を要したと思われませんが、この残業を減らす大体の目標値という形は町長としてはどのように考えておられますでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 実質残業がないっていうのが、職場環境上、職員にとってもいいと思います。ただ現実、久山町みたいな小さな自治体で、業務自体は国から権限が移譲されてやっていかなきゃいけない、DXもそうですし、防災関係もそうです。以前よりも仕事量は増えてきてるっていうのは現実にあります。そういう問題が出たとき、時間外をしなくて全くなくしていくっていうのは、通常業務に支障が出るっていう、範囲内はやむを得ないだろうとは思ってます。ですから、具体的にこの時間がいいんではないかという目標値っていうのは、今のところ明確にはありません。それが答えです。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） 残業というのは、仕事のあれによって増減する可能性があるかと思いますが、私も民間におったときに課の中で残業が非常に多い、会社としても減らすべきだということが国の施策の中でも行ったということで、どういうふうにして減らそうかという形がありました。

まず、最低の目標値を決めるというのは、これは行政と民間との違いであろうかと思いますが、最高このくらいが目標値だと、それに対してどういうふうに増えたかという形は検証していくと。それで、特に前の職場でも行いましたのは、残業時間を、この久山町はどうか分かりませんが、10分単位で残業をつけていく。今までは30分、ないしは企業によっては30分を四捨五入して切り下げたり切り上げたりする形でやっておりましたけれども、前勤めておりました会社におきましても10分単位で管理監督をするという形で、実際多いところ少ないところもある程度はつきりしてきて、そしてその10分単位でどうして減らすかということも仕事をやっていく上でその職場の長も一生懸命考えてきた経緯があります。そういう時間の単位ですかね、久山町はどういうふうな管理をされておられるかお聞きします。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 残業時間の時間の管理でございますけれども、通常は業務を行った時間を時間外カードの方につけさせております。そして、1カ月まとめたところで30分を単位に切上げ切捨てを行うようになっております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） あと、実際時間外は、例えば民間でいえばこのくらいの時間の目安だということを決めるというのはあって、役所との違いだという話をいただきました。確かにそうかもしれませんが、一方で役所っていうところは必ずやらなきゃいけないことはやらなきゃいけないという、住民福祉に関わることですから、当然それも企業とは違うところはあると思います。だから、コントロールが難しいところはあると思います。

もう一つは、少ない職場ですので、例えば一つの仕事をするのに3人要ところが実は1人しかいない、2人しかいないっていう状況というのは、大きなところと違うっていうことが、これはやむを得ない。そこに対して、じゃあ人を補充する、人件費をたくさんかけてやるよりも、時間外で何とかその問題を解決するっていうのがあってるっていうことも、小さいところではどこの自治体もあってると思いますので、その辺については説明をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） ありがとうございます。

残業の問題の捉え方はいろいろ行政と民間との違いはあろうかと思いますが、最低このくらいだという目標値を年度とかそれの中で決めておくことは必要ではないかと思っています。そうしないと、総務課でかなりの時間が増えていきましたけども、目標値を決めてそれを例えば2時間でも3時間でも超えたら、2、3時間増えたんだなという捉え方をするのか、いや、目標を決めておったのにこの2、3時間は何で増えたのかという形も、先ほど言いましたように世の中の工事関係とか、国からの施策が変わったことによって増えた可能性もあるかと思っています。しかし、その原因が何であるかという形できちっと抑えていくことも役職の長として僕は必要かと思っておりますので、その辺の見解をちょっとだけ教えてください。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 一応時間外は毎月どうだったかというのは、課長会で共有をしております、その課の職員の中で実際どうだったか。だから、それをもって検証はしてるっていうのは、まず一つあります。

それで、議員がおっしゃってるような時間を決めていくということは、ある程度必要だと思います。ただ一点あるのが、その課その課とその状況は違いますので、そこでこのぐらいが今はベターだよねと、時間外を抑えていくにはこれぐらいの時間じゃないかっていうのは、各課ごとに協議をしながら決めていくべきではないかなというのは私の考えです。

あと一点は、なぜ大事かという点、今後職員が時間外ということによってあまりにも大変疲弊していったら、数少ない貴重な人材がリタイアしてしまうとかそういうことにならないためにも大事なことでというふうに思いますので、その辺については議員がおっしゃったような話については今後各課ごとに検討をしていくっていうのが必要かなと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） どうもありがとうございます。6項目ありますので、時間を割くといけませんので、次に移りたいと思います。

2番目、現在役場内においての一般職、いわゆる一般職の中でも管理職と非管理職、それと再任用、会計年度の任用ごとの約束があろうかと思いますが、その辺の人数を教えてください。総務課長、お願いします。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 令和7年4月時点でございます。一般職総勢102名、このうち管理職である課長職は13名、課長補佐は17名、係長以下の一般職におきましては72名でございます。このほかに再任用職員2名、会計年度任用職員43名となっております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） 今の総人数で、これは102名とおっしゃいましたかね。この一般職の例えば久山町職員定数条例では、職員の分が90名で、社会教育の方はたしか23名ということではなかったかと思えますけど、そしたら113名になろうかと思えます。その辺の数字は私の読み違いかどうか分かりませんが、ちょっと教えてほしいと思えます。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 今おっしゃってる数字は間違いではございません。あと、上下水道、企業会計の職員が含まれておりませんので、その分を足さなければいけないと思います。手元に条例定数の資料がございませんので、またご説明の方をさせていただきたいと思います。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） 分かりました。久山町の職員定数条例の読み違いがあったかと思えますので、失礼いたしました。

そして、今再任用職員と会計年度職員ごとの人数をおっしゃっていましたが、これから先、退職者とかいろんな形で職員の職責の人数の構成が変わろうかと思えますけども、今非管理職員の管理職へ登用する年数というのは大体いかほどになっておりますでしょうか、お願いいたします。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 管理職になるまでの年数ということですかね。

（5番末松 裕君「はい」と呼ぶ）

よろしいですか。

通常課長補佐に上がるまでですけれども、まず主事の段階で3年、それから主任主事が4年、主査が4年となっております。そして、係長職になって、係長職が3年以上たった者で、今度課長補佐の級に上がっていくようになってまいります。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） 今おっしゃった3年とか4年とか2年とかの形は、これは町長になら

れて、これも今までと同じような流れでそういう方向性で職責が上がっていったということでもよろしいでしょうか、町長にお尋ねします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 私になって、いかに若い人たちが管理職になっていくためにも、実は課長補佐になってからというわけじゃなく、その手前から年数というのを短くしていかなければいけないということで、若干見直しをかけてます。それについて、総務課長の方から説明をできますか。

ちょっと具体的数字というのが今まだ用意できてないのでこの場で説明はできないんですが、私になってその部分を踏まえた上で、この年数というのを変えてます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） ありがとうございます。

町長になられていろんな部署で改革をなされておりますので、これは非常に感謝してますけども、職場内での改革がどうなってるかなという形で質問させていただきました。今町長がおっしゃいましたように、私になったという形で変えていったということをお聞きしましたので、今後ともそれを検討しながら進めてほしいなと思っております。

その次、3番目に入ります。

今年度の新規職員採用において何を採用の基準としたのか教えてほしい。ここにありますように、受験者数、合格者数、採用人数と書いてますけども、今採用人数は一昨日も7名ということで紹介いただいておりますので、受験者数が何名おられて、結局7名を採用なさったということです、いわゆる受験者数を教えてほしいなと思います。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 3番とこの後の6番になりますが、事実ベースについては総務課長の方から回答させていただきます。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 令和6年度の採用試験申込者でございますけれども、一般行政職が35名、栄養士5名、保健師6名、社会福祉士2名、合計50名となっております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） ということは、ばあっといきますと50名中7人が採用できたという形で、実際受験者数がもうちょっと少なかったのかなと思いますけども、今総数で50名という形で、人数的には私なりにそれなりの人数かなと思っておりますのでこれ以上の質問は

なしといたしますが、ただ今専門職で言われました5名と6名の11名が受験されて、いわゆる福祉、これは福祉課、健康課の採用の受験者数だと思いますけども、そのときの専門職としての採用の資格基準はいかほどで、どのような考えで採用されたか、教えることができたらお願いいたします。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 専門職に限っておりませんけれども、採用に際しましては共通の試験を受けていただいて、一般教養、それから事務適性試験の結果を基に合格ラインを設定し、2次試験、3次試験を行っているような状況でございます。2次試験におきましては、職員による面接を行いまして、一緒に働きたい、部下として指導したい、この人が組織にいたらプラスになるといった観点で、立ち居振る舞い、接遇面なども踏まえまして、受験生をチェックしております。また、3次試験におきましては、積極性、実行力、協調性、責任性などに着目し、選定をしているところでございます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） 2次の審査基準は分かりましたけど、3次の方の面接者は誰になるのでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 3次試験の面接におきましては、町長、副町長、教育長、そして管理職から1名を試験官として選任しております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） ありがとうございます。

先ほど冒頭に言いましたように、ある程度私としては約50名受けられて7名ということで、割と今度は狭き門かなというところもありますけども、一応受験者数と合格者数については私なりに満足をしてしております。ただ、人数的には大体毎年50名からその前後の受験者数はおありでしたかどうかお聞きしたい。よろしいでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 令和6年度の受験者数は先ほど申しましたとおりですけれども、令和5年度におきましても大体55名程度、それ以前は若干少なかったんですけれども、職員のPR等によりまして、受験者数は増えていってるような状況でございます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） どうもありがとうございます。詳しく述べてもらってありがとうございます。

では、その次、4番に移らせていただきます。

4番、職員の働きやすい職場環境を実現する手段の一つとしてはデジタル技術の活用が考えられますが、本町、町長におかれましては、今業務DXといたしますか、町民のためになるようなDXが主力として今ここ2年ほどされておりましたけども、いわゆる働き方改革としてのDXの捉え方としてはどのような方向を考えておられるか、教えてほしいと思います。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 全般的において今の進捗につきまして、総務課長の方から回答させていただきます。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 現在DXにつきましては、書かない窓口、来庁しなくていい役場づくりを目指し、DX推進室を中心に、各課中堅職員が代表者で都度会議を執り行い、DXの推進に取り組んでいるところでございます。インターネットの普及により多くのものがネットワークに組み込まれ、自分のいるその場で物事を完結することができるようになってまいりました。これまで役場に来なければできなかった手続き、これを自宅にいながらできるようになれるよう、DXを推進していきたいと考えています。また、DXを推進するに当たり、地域のためのDX、それから行政のためのDX、そして住民のためのDX、この三つの視点から取り組むこととしており、それぞれ情報の一元化と共有、業務効率化、住民の利便性向上を目指しているところでございます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○総務課長（久芳浩二君） 今課長の方からDXを三つのことでしゃべっていただきました。今回私が質問しているのは、この中の行政のDXについて質問をしている次第でございます。

今行政DXの件で言われました。いわゆる来庁しなくてもいい、書かなくてもいい、インターネットを活用するという形をおっしゃってございましたけども、この中でも来庁しなくてもいいという形は、例えばどういう課がそれに充当するのか、ないしはどの課も充当しながら例えば1週間のうちに何日かとか、他町でもやっておりますように閉める時間、それを短くするとか、そういういろんな施策があろうかと思っておりますけども、その辺についてお教え願えますか。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 来庁しなくていい役場づくりということにつきましてはですけども、これは職員が来庁じゃなくて、住民の方が来庁しなくていいという役場づくりをやっ
ていこうということを目指しております。

D Xの推進におきましては、先ほど言ったように、地域のため、行政のため、住民のため、この三つの視点から取り組んでおりまして、特に議員のご質問にあります行政職員のため、行政のため、このD Xの推進において、職員の事務の効率化、事務の軽減を図ることとしております。具体的には、文書決裁システム、こちらが令和5年に導入させていただいておりますけれども、まずはペーパーレス化を図り、文書を持ち回りしていたものを電子決裁にすることによって、その移動時間を減らすことができます。それから、電子入札や電子契約、こちらは外部の方にも影響してまいりますけれども、こちらもペーパーレス化と決裁時の持ち歩き、その辺が軽減されているような状況でございます。このようなことを一つずつ積み重ねていき、職員の業務の効率化を図っていったような状況でございます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） 先ほどの来庁の件で、書かなくてよいというもの、住民の方が書かなくてよいということでもいいんですね。

（総務課長久芳浩二君「そうです」と呼ぶ）

今実際職員の中でも文書決裁の問題とかペーパーレスを進めるためにそういうことをやっておられるということですけども、各課の浸透具合といいますか、各課にこういう形でするんですという形の伝達の方法としては、教育という形になろうかと思えますけど、どういうふうな教育といいますか、伝達をされておられますか。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） こちらも先ほどの質問でご説明いたしましたが、D X推進室が中心となりまして、各課より1名ずつ中堅職員を出していただきまして、D X推進会議の方を定期的に行っております。その中で、年度ごとの目標や今後どういうふうな方向性を出していくか、アクションプラン等の作成を行っております。それを各課に持ち帰り、各委員が各課の職員に対して説明を行い、各課の職員がそれを実行しているような状況でございます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） DX推進室をつくって進めていっておるということで、私も勉強不足で初めて知りましたんで、町長になられてこの課を設けられたかは分かりませんが、ぜひそういう方向で進めてほしいなと思っております。よろしくお願いします。

それでは、5番目に移らせていただきます。

町民の声を反映するための取り組みとして、今年度もまちづくり懇談会が開催、ここに開催されるがと書いてありますけども、これは先月31日に懇談会が開催されましたので、ちょっと言葉尻が違いますけども、開催されましたが、各行政区ごとの開催から一堂に会しての開催に変更した大きな理由は何でしょうか、町長にお尋ねします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まずもって、当日役場の管理職21名を除いたとして来場者が81名の方に来ていただいたということは、本当にありがたかったかなと思います。そして、議員の皆さまの中にも参加していただき、本当に感謝を申し上げます。

それで、私としては、各地域回りをしていくっていうことに対しての重要性というのは、何ら変わりません。ただ一方で、ここ2回回ったときに、ある程度ご意見としては、この時間に出られない方がいる、子育て世代、高齢者の方、そういう方もおられるっていうことでしたので、今後のそういう機会、まちづくりの話を聞く機会として、一度こういう休日の日の午前中に開いてみるっていうことをまずやってみた上で、今後どういうふうな方針がいいのかということについて考えていこうということで、託児所等も設けた上で実証として今回やってみようということでやったということは、大きなポイントになってます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） 今回私が2回、今回3回目、場所の問題とか時間の問題とか、極端な悪い言葉で言わせていただければ、8行政区回るのも大変だと、職員さんの時間外も含めて大変だという形があったかなと思ってそういう質問をさせていただきましたが、今冒頭でおっしゃいましたようにそういう考え方で、いわゆる試験的といいますか、そういう形でされたということはよく分かりました。

ただ、今回人数的には私はあそこの会場が埋まるぐらい、2、300人ぐらい来るのかなと思っておりましたけども、その辺の人数の多寡についてはどう思われますでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 多くの方に来ていただけるっていうのは理想だと思います。

ただ、私はこの開催に当たって議論していく上で管理職の方と話をするときも、恐らく

なかなか出てこられるっていうのは厳しいだろうと思います。休みの間、休みだからといって実際にそれだけ皆さんが足を運んでくれる要因、議論課題がある、もしくはそういう問題提起をするというのは、個人で意識を持った方は集まれるかもしれませんが、わざわざ出かけてっていうハードルっていうのもあるだろうと。そういうことも踏まえた上で、やっています。

それで、実際に言ってるのは、まずその機会をつくってみて、その機会をつくった後に、じゃあ今後、人数よりもまず機会をつくったことによって得られたものは何かっていうことが次につながるんじゃないかっていう話を管理職にはしてます。当然今までどおり、ただ行政区を回るだけっていう問題じゃ駄目なんじゃないかっていう話がこの後出てくるかもしれません。そういうことも踏まえた上で、機会をつくるっていうことが私は一番大きかったんじゃないかなと思います。

それで、私としては全然地域を回ることに対しての何のあれも抵抗ありませんし、職員に対してもそれはないと思いますが、逆に今末松議員が言われるように、よりよく町民の皆さんが意見を言える場所として各地域回りっていうのが、その形がいいのかどうかっていうのも違うことをやってみないと分からないっていうことがありますので、次に進んでいく上での大事な機会だというふうに私は捉えていますので、参加していただいた方は人数に関係なしに本当にありがたいなと思ってます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） 今回試験的にというか、機会づくりをという形が重きだとお聞きしましたが、今回懇談会を開く上で、町長がお話しされた後、オープンで座談会形式にされましたけども、なかなかああいう場で質問というのは、限られた人の声しか聞き取れないのではないかなと思って。だから、ある程度これとこれとこういうことについての質問ということを町長も先につくっておいて、それについてどうですかという投げかけも必要ではなかったかと思いますし、町民の皆さまにこういう懇談会があるなという形のLINEとか広報等で案内はありましたけども、もう少し前からこれとこれについてのお話をするのでこういうことも私としては聞きたいなとか、皆さまのお声を聞きたいなとか、そういう前置きの土壌といいますか、そういう形があればと思いますけど、そういう方向性は今後とも考えられますでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） それも一つの方法だと思います。

それで、今後の展開上、それに合ったような機会のつくり方というのはそれぞれの事業

ごとにあるかもしれませんが、一方で逆に固定をすると、その固定をされた方しか来られないという方もおられると思います。それぞれ町民の皆さんの中でも農業に、実はあれが終わった後に質問のある方は私にいろいろ言ってきて、ディスカッションをさせてもらったのが何人かおられました。それで、逆に決めてしまうと、関係ある人しか来ないということになりますよね。そういう問題もあると思いますから、まずは1回目ということで、町民の皆さんがそこに来て、今町がどんな状況なのかというのを知ってもらう。そして、それぞれが思った、感じたことを話してもらうという機会、私は今回はよかったんじゃないかなと思います。

ただ、議員がおっしゃってるような話というのは、次の中でいろんな機会をつくったときにそういう対象者を絞ったとき、課題をこういうふうにした方がいいよねとかそういう話にもなってくると思いますので、そういう形が一番今後の展開としては一つあるんじゃないかなと。だから、今回はそういう形で考えていたというふうに理解いただきたいと思います。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） ありがとうございます。今回初めてのケースなので、これから新しくどんどんいろいろ切り替わっていくと思いますので、よろしくお願いいたします。

次、6番目、この総合戦略の中の横断的目標の三つの中に、総合窓口をつくっていくという考え方、令和5年までにはつくり上げていくという形が記載されておりますけど、ここで言う総合窓口とはいかがなものか。例えば隣町の粕屋町では、総合窓口という課を配置して、6月から新しい課の組織としてはそれぞれの課の中に入れ込んだという形を聞いておりますけども、町長が、久山町が考えるこの総合窓口とはいかがなものか教えてほしいと思います。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 詳しい内容は全部の今後の総合戦略の関係とつながってますので、総務課長の方から説明をさせます。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 総合窓口の導入についてでございますけれども、住民サービスの向上を目指す一つの手法として、複数の行政手続きを一つの窓口で完結できる、いわゆるワンストップでできるようになればと考えております。先ほど言っておられました粕屋町、こちらは総合窓口を以前されてたということですのでけれども、まずはそういうふうな形態でいってみてはどうかということで協議は進めていきたいと考えておりますけれども、今年度は導入自治体の先進事例を学ぶことからまず始めていきたいと。先ほどからも出て

ますけど、どういうふうな形態がよりうちの町に合っているのか、そういうところから調査研究を始める必要がございます。本町にとってどのようなメリット、デメリットがあるのか、また導入の必要性についても含めてこれは検討協議していく案件だと思っておりますので、今回の総合戦略の5年計画の中ではっきりとした形を最終的には出していきたいと考えております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） そういたしますと、5月31日に町長との懇談会で町長の方が、僕はちょっと聞き間違えたかも分かりませんが、各町民からいろんな問題があったときには、各課とコミュニケーションを取るために各課を回られて質問事項を、例えば住民課の問題とか、それから都市整備課の問題とかというのがいいのではないかという形でそういうことをおっしゃったと私は捉えておるんですけど、今総務課長が言われるのと若干そこがするような気がするんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 確かに懇談会のときに町長はそういうふうにおっしゃってたど、私も覚えております。その分も含めまして、本町に合った形がどういうものなのか、他町がやっているようにワンストップが本当にいいのかどうか、それとも今の本町の形態、窓口形態、これを維持した方がいいのか、はたまた証明書発行だけを総合窓口で担当するのか、そういうことも含めまして、総合的に研究検討をしていきたいということでございます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） ありがとうございます。今回改めて総合戦略の中にうたわれたことで、今後ともそういう方向で、一部議員の声もその中で聞きながら、新しい課を設けるか、ないしは今ある課の中でそういうやり方をどういうふうに進めていくかを考えてほしいなと思ってます。

じゃあ、次の大きな質問に移らせていただきます。

子ども会育成会の町としての捉え方について質問させていただきます。

久山町の子ども会育成会は、地域の子どもの健全な成長と地域社会とのつながりを促進する活動組織として久山町子ども会育成会連絡協議会を立ち上げているが、現状各地域において会員数の低下、役員の成り手不足が問題になっているところもあると聞いております。これからの育成会運営自体を町としてはどのように考えているかを問います。

その中で、四つほど質問させていただきます。

まず、1番目、本年度の行政区ごとの育成会加入人数とその流れ、推移を教えてくださいなと思います。教育長、お願いいたします。

○議長（只松秀喜君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） 令和7年度の各行政区の子ども会育成会の子どもの加入人数は、猪野区36名、上山田区44人、下山田区51人、草場区26人、上久原区27人、中久原区48人、下久原区36人、東久原区16人、加入人数総数は284人です。会員総数を前年度と比較すると、7人の減になっています。

加入人数の推移ですけれども、平成29年には503名、平成30年に501名、令和元年に469名、令和2年に408名、令和3年に342名、令和4年に298名、令和5年に301名、令和6年が291名、令和7年が284名と、減少しています。特にコロナ以降、かなり減少してきております。現在の加入率は、町全体で40%となっています。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） 正確に教えていただきまして、ありがとうございます。

私は東久原から出ておりますので、東久原がかなりの人数が減ったということで、危惧しております。よその地区を見ますと、全体的には今まで500名近くおられた方が約284名ですので、4割弱減ったという形ですので、傾向としてはどこも一緒かなと思っております。ありがとうございました。

では、2番目に、近隣、いわゆる篠栗とか粕屋町の子ども会育成会の加入数や今後の運営方針がどのようになっておるか、教育長としては把握されておられますでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） 糟屋地区内の各市町の子ども会育成会の状況ですけれども、1市7町のうち子ども会育成会連絡協議会があるところは、久山町、篠栗町、志免町、須恵町の4町です。子ども会育成会連絡協議会を既に解散しているところは、古賀市、粕屋町、宇美町の三つです。ただ、連絡協議会があるところでも育成会の加入者の減少で単位子ども会育成会が幾つか解散しているような町もありますし、逆に連絡協議会がないところでも単位子ども会育成会で活動している市町もございます。新宮町は全員子ども会加入という形を取っております。ただ、活動については特に活発という話は伺っておりません。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） ありがとうございます。

糟屋郡内での全市町にはこういう連絡協議会等が立ち上がっておるかと思いますけども、今お話を聞くと、ない市町村もあるという形を聞きました。初めてでございます。

それで、実際今後久山町としても子どもを育てていく上で、私としてはこの連絡協議会が糟屋郡内の他町との意見交換会の場があるのかどうかという形もちょっと危惧しておりますが、そういう場はないんでしょうかね。

○議長（只松秀喜君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） その内容については課長の方からお答えさせていただきたいと思います。

○議長（只松秀喜君） 教育課、江上課長。

○教育課長（江上智恵君） お答えいたします。

糟屋地区内では、糟屋地区の子ども会育成会連絡協議会の地区でやっている会合がございます。ただ、もう加入していないところにつきましては、参加の方はされておられません。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） 今のを聞くと、いわゆる久山町は久山町独自といいますか、その中でこういう子ども会の連絡会等々をやっているという形で認識しとってよろしいでしょうかね。教育長、お願いします。

○議長（只松秀喜君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） 今参加している市町の中でやっているということだと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） ありがとうございます。現状の子ども会に対しての、いわゆるコミュニティの小さなところから育てていくコミュニティの組織自体が各市町村でも少しずつ変化してきてるのかなという形が分かりました。

そしたら、その次に移らせていただきます。

3番目ですね。令和7年3月の定例会議には、町長の冒頭の挨拶^{あいさつ}として、子ども会育成会を対象とした新たな補助制度を新設するとありました。今までの流れの中で、具体的な分は、いわゆる金銭的な援助なのか、それとも連絡協議会としてするのか、そのほかの対策は何かあるか、それを教えてほしいなと思ってます。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 今2番目の項目で、1番を含めて教育長が加入状況等を言っております。

した。でも、実はその加入者数の減少というのは地域によって大きく違います、その幅がですね。だから、人口が多いところだと一気に下がってるけど、そんなに減少幅が少ない地域もあります。それは、その地域によっての活動とかも見直していくというか、それも実際検証していくことも大事だと思います。

それに対して、私の方では加入を増やしていくために地域の方々、育成会に入っていない方もいかにそれに関わってもらわなければならないことが大事だろうと思って、その制度をつくっていくということで、教育委員会の方に令和7年度の予算でもう実施をしてるということになります。その内容について教育長の方から説明をさせますので、よろしくお願いします。

○議長（只松秀喜君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） 新設しました補助制度は、各行政区の子ども会育成会の会員数、加入率の低下を改善することが目的で、各行政区の子ども会育成会が実施する加入促進に係る事業の経費について、10万円を上限に助成するものです。申請は各区の子ども会育成会が教育委員会に行います。対象事業といたしましては、新規会員獲得を目的とした事業で、子ども会育成会以外の子どもも参加できるような事業でございます。事業例としては、お楽しみ会、バスハイク、映画上映会などの費用で、お菓子購入、ゲストなどを呼んだときの謝礼、バスハイクなどのバス借り上げ料、会の指導的な大人を養成する研修会の参加費などがございます。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） ありがとうございます。10万円を各行政区に配布していろんな援助もされるということは、先日の組合長会議でも聞いておりますので。

ただ、4番目に移りますけども、いわゆる育成会の役割や運営体制は、非常にこれから久山町としては大事な問題だと思っております。今後の育成会の在り方について教育委員会として、例えば久山町全体で今284名ほどおられる。それが一堂に会してまではなかなか難しいかも分かりませんが、各行政区の特徴があるかと思しますので、ただその中で子どもを育てる意味で、年に1回か2回、そういう子ども会のメンバーが皆集まるような催物があるのかどうかをお聞きしたいと思います。教育長、お願いします。

○議長（只松秀喜君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） 昨年度、社会教育委員会を中心に、ひさやまこども未来会議を開催しました。町内の社会教育関係団体で子ども会の子どもたちがやりがいや達成感を持つことができるような取り組みを考えて、子ども映画上映会を開催いたしました。これは、会

員の子どもたちが自分たちで映画内容を決めて、チラシを作成、配布し、当日も受付や来場した子どもたちにプレゼントするお菓子の詰め合わせ作業などを行って配布したりしました。約300名の方が来場し、子ども会育成会のPRにもつながる大盛況なイベントとなりました。今年度もこういったことを考えていきたいというふうに思っているところです。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） 1番で各行政区の人数を言われましたけども、恐らく各行政区でやっていることというのは、いわゆる例年とそんなに変わらない方向でやっておる行政区がかなりあって、伝統的な例えば綱引きとかいろんなことをやっているところもあるかと思いますが、そういうところがない東久原なんかは、非常に先ほど言いましたように16名、これは町長との懇談会でも手前どものある町民の方から意見があったかと思います。非常に会員の中身で、例えば草場地区なんかは新しい方が増えて、子どもがおるところは増えていきますけど、いわゆる高齢化、核家族が進んでるところは、今度そういう方向が出てくると思います。ということは、例えば東久原ではもう育成会がなくなってくる。例えば草場も以前はほぼない状態になってましたけども増えてきたという形があって、そういう凸凹感が出てこようかと思います。そういうときに、先ほど言いましたように久山町全体としての子ども会といたしますか、そういう育成会としてみんなが集まってやれるものがあればと思っておりました。

先ほど教育長の方からも、こども未来会議を行っておりますので、その中でやってきたという形がありました。そういう方向性を今後とも子ども会育成会、それから育成会の会長も今は年に2回か3回しか集まって会議を開いてないんじゃないかなと思いますので、私どもの行政区も子ども会の会長になった方が新しい方ですので、何をどうしたらいいのだろうかという形で過去の分をそのまま充当してきてるという形ですので、そういう新しい方向性も一緒に検討をする場を、ぜひ子ども会育成会の会長を集めてする時間を持ってほしいなと思ってます。その辺のところはどうでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） 議員がおっしゃられるとおり、子ども会育成会の参加人数が減ってることの一つに、ここでお世話をする人たち、この育成会の中からお世話をする人たちを出さなくちゃいけないというようなルールもあるようで、それをなかなか気にしてもう入れないという、そういう考えを持った保護者の方もいらっしゃるって、そういったことがある程度原因として分かっておりましたので、そのハードルを低くするために、昨年とか今年は子どもが実際にもう卒業して小学生はいないんですけれども、その子どもがいない地

域の方から育成会の会長を選ぶとか、そういうこともこの2年間続いています。それは、長年子ども会育成会の会長をされていた方が、そういう現状を把握して、自分の子どもはいないけどこういうふうに分が世話をするよということを身をもって示していただいて、そういうふうな形を今つくってくれています。そういうことで、子ども会育成会に加入するハードルを少し下げていくようなことも、一つの取り組みとしてやっております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） ありがとうございます。子ども会育成会が今回会長も替わられましたし、そういう手当の問題とかも改善されたと聞いておりますので、喜ばしいことだと思います。ぜひコミュニティーの小さなところから育てていくコミュニティーも大事だと思いますので、ぜひそういう方向を今後とも続けてほしいなと思って、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（只松秀喜君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後2時25分